

(商)

令和8年度

通常総代会議案

とき 令和8年5月27日(水)

14:30~17:00

ところ ホテル福島グリーンパレス

〒960-8068 福島市太田町 13 番 53 号

TEL024-533-1171 (代表)

福島県石油商業組合

〒960-8153 福島市黒岩字林ノ内5番地

TEL(024)546-6252

(商)

令和 8 年度福島県石油商業組合 通常総代会次第

1. 国 歌 斉 唱
2. 物 故 者 に 対 す る 黙 禱
3. 開 会 の 辞
4. 総 代 会 成 立 確 認
5. 理 事 長 挨 拶
6. 来 賓 祝 辞
7. 祝 電 披 露
8. 議 長 選 出
9. 議 事
10. 閉 会 の 辞

(商)

◇令和8年度「表彰」◇

1 優良班表彰 (4班)

ブロック	支 部	班
県北ブロック	安 達	東 和
県南ブロック	東 白 川	矢 祭
会津ブロック	西 会 津	西 会 津
浜通りブロック	相 馬	新 地

2 共同事業優良支部 (1支部)

会津ブロック	会 津 両 沼
--------	---------

3 優良従業員表彰 (6名)

支 部	会 社 名	氏 名	役 職
安 達	(株)福島オイル・サービス	神野明美	課長代理
郡 山	(株)ワタヤス	佐藤さゆり	サブマネージャー
郡 山	(株)クラシマ	二瓶容	店 長
石 川	(有)岡部商店	岡部敏幸	店長代理
会津若松	(株)成 田	小椋博美	SS スタッフ
いわき	(株)クラシマ	久保田知也	課長代理

令和 8 年度通常総代会議案

議案第1号	令和7年度事業報告について……………	1
議案第2号	令和7年度収支決算並びに剰余金処分(案)について……………	18
議案第3号	令和8年度事業計画(案)について……………	24
議案第4号	令和8年度収支予算(案)について……………	36
議案第5号	令和8年度組合費の賦課基準・徴収方法、 及び徴収時期(案)について……………	38
議案第6号	常勤役員の報酬(案)について……………	41
議案第7号	令和8年度借入金残高の最高限度額(案)について……………	41
議案第8号-1	令和9年度賦課金改定(案)について……………	42
議案第8号-2	「機関紙ぜんせき」購読料の組合負担廃止に伴う、購読料の組合員 各自(社)負担(案)並びに「ぜんせき WEB 版」への集中移行(案)について……………	44
議案第9号	役員の改選について……………	46

(商)

議案第1号

令和7年度 事業報告

(自令和7年4月1日～至令和8年3月31日)

福島県石油商業組合

I 事業活動概要に関する事項

1. 事業年度内における主要内容、当該事業年度における事業の経過及び成果

(1)主な地震等自然災害

1)カムチャツカ半島地震(M8.7)の巨大地震による我国への影響

2025年7月30日午前8時25分ごろカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の巨大地震が発生した。この地震に伴い北海道から和歌山県の太平洋側沿岸に津波警報が発表された。高いところで3メートル程度の津波が予測された。

福島県内では、気象庁が県内の沿岸部も含む太平洋沿岸などの広範囲に津波警報を発表した。県内の沿岸部には最大で3メートルの津波が予想されていて、到達予想時刻はいわき市小名浜と相馬市がいずれも午前11時。避難指示が出された。

その他、県内の沿岸部の自治体も避難指示を出し、午前10時45分時点で合わせて36カ所の避難所が開設されていて、235人が避難。津波は繰り返し押し寄せ、第一波よりも第二波・第三波の方が高くなることもあるため、海岸など接近しないよう厳重注意を指示した。

当組合の相馬・原町・双葉・いわき地区の沿岸部の道路の封鎖もあり、SSも11時には十数カ所が閉店し、それぞれ、避難所や高台・避難ビルなど安全な場所に避難を行った。

避難警報及び避難注意報は7月31日16:30に解除となった。当組合では、国、県の要請に備え職員が待機するなど、万全の態勢で臨んだ。

2)北海道・三陸沖後発地震

12月8日午後11時15分ごろ、青森県八戸市で震度6強の地震があった。気象庁によると震源は青森県東方沖で震源の深さは54キロ。地震の規模はマグニチュード(M)7.5。気象庁は北海道太平洋沿岸中部から青森県、岩手県に津波警報を出し、岩手の久慈港で70センチを観測するなど各地に津波が到達した。9日未明、いずれも津波注意報に切り替え、早朝に全て解除。気象庁は、巨大地震の発生可能性が平常時より相対的に高まったとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を初めて発表した。政府は「特別な備え」として、枕元に避難で使用する備品を置いて寝るなど昼夜問わず津波警報が出てもすぐに逃げられる態勢を維持したり、非常持出品を常時携帯したりすることを呼び掛ける。また、避難場所や経路、家族との連絡手段の確認や家具の固定、備蓄の確認など日頃の備えの再確認も求めた。期間は1週間で12月16日午前0時まで。

(2)一般概況〈国内〉

2025年度の経済情勢は、物価高の影響を受けつつも、賃上げやインバウンド需要の増大や企業の

(商)

設備投資意欲の底堅さにより、緩やかに回復した。しかしながら、海外経済の減速や米関税政策の動向も予断を許さない中、不透明性が高まった。

一方、物価は高騰を続け、家計を直撃した。特にコメ不足は、大きな社会問題となり、2024年8月末には米価格は約500円/kgまで高騰し、店頭では慢性的な品不足が続き、2024年初頭には約300円/kgだった米価格が2025年5月には約800円/kgまで高騰した。その後、農水省は、国家備蓄米を数度にわたって放出したことにより、徐々に国民に行き渡り、価格もやや下落したものの、高水準が続いている。

また、コロナ禍以降、他国の観光客と比べて訪日者数の回復が遅れていた中国人観光客が再び日本を訪れるようになり、全体の訪日客数は過去最高を更新。これらインバウンド需要による消費の押し上げがみられ、2025年の我が国の実質GDP成長率は、前年比+0.3%となった。その他個人消費も春闘での賃上げや物価安定により、消費者マインドが改善し、個人消費の増加が見られた。その他、設備投資も企業の設備投資意欲が底堅く、景気を下支えすることとなった。

しかし、海外経済の減速や米国の関税政策が影響し、世界経済の不確実性などがリスク要因として挙げられた。その日米間関税交渉だが、7月上旬、トランプ大統領が日本側に突きつけた関税率は25%で7月29日の合意では、15%に引き下げられたものの、日本は、政府系金融機関の出資・融資、融資保証による最大で約80兆円の投資を行うなどの見返りを求められることになった。また、2026年1月7日、米国は、国連気候変動枠組み条約を含む計66の国際機関から脱退、この条約に含まれる温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」から完全離脱した。

他方、自民・公明の与党は、昨年の衆議院選挙に続き、6月の東京都議選、7月の参議院選挙においても大敗し、衆参ともに過半数を割る結果となった。自民党を中心とした政権が衆参両院で少数与党になるのは1955年の結党以来、初めてのことである。しかし、少数与党となった自民・公明による国会運営は困難を極めることは明らかであり、与党だけで法案や予算を成立させることができず、野党の協力を得なければならない状態となった。9月7日、石破総理総裁の辞任発表を受けて、9月22日告示、10月4日投票の日程で総裁選挙が行われ、高市早苗候補が決選投票で185票を獲得し、156票の小泉進次郎候補を破り、第29代総裁に当選、就任した。しかし、公明党が連立政権から離脱したため、自民党高市総裁中心に各党との連立協議が行われ最終的に自民党と日本維新の会との連立協議が合意に達し、高市総裁が、10月21日の臨時国会における首班指名選挙において我国初の女性の内閣総理大臣(第104代)が誕生した。

10月21日からの臨時国会では、ガソリン軽油の暫定税率の廃止法案、所得税の非課税枠拡大(103万円の壁)、電気、ガス料金への補助、食料品価格高騰対策、生活・子育て支援: 18歳以下の子ども1人あたり2万円の給付、地域活性化: 自治体向けの支援金拡充、未来投資・社会保障: 正常分娩の自己負担ゼロ化や無痛分娩の負担軽減の検討など一般会計総額18兆3034億円の経済対策を成立させた。年が明け2026年1月19日国民に向けて衆議院解散の意思表明を行い、1月23日召集の臨時国会の冒頭、解散を宣言、1月27日公示、2月8日投票で高市連立政権についての民意を問う総選挙に突入した。本県からは、1区西山尚利、2区根本拓、3区上杉謙太郎、4区坂本竜太郎が立候補、比例東北から元職の菅家一郎氏が立候補し開票の結果、全員当選した。なお、与党自民党は、316議席を獲得、単独で2/3を上回り歴史的勝利を飾った。また、連立相手である維新の会の議席を

(商)

合わせ354議席を獲得。戦後最大与党となった。高市首相は、2月18日、第221特別国会において105代内閣総理大臣に選出され、第二次高市政権 2.0 がスタートした。

1) 令和の米騒動

◇米騒動の要因

今年の物価高騰の顕著な例として石油製品価格のほか、コメ不足による価格高騰が上げられる。長年下落傾向にあった米消費は2021年から底を打ち、2023年度では661万トンに対し、需要は705万トンに達した。2023年は猛暑と水不足の影響で作況指数が悪化、屑米の比率が高まった。この状況下で2024年8月の南海トラフ地震臨時情報により、防災対策として米の買いだめをする消費者が急増し、一気に店頭から米が消えていった。政府は新米の収穫と共に収束するとみたが、前年の不作も重なり、新米の需要が急拡大し、産地では農家から直接米を購入するブローカー的な業者の参入も相次ぎ、農協の集荷率も20%台に低下した。2024年8月末には米価格は約500円/kgまで高騰し、店頭では慢性的な品不足が続く。2024年初頭には約300円/kgだった米価格が2025年5月には約800円/kgまで高騰した。

◇備蓄米の放出

当初、農林水産省は新米がでる時期に備蓄米を放出すると米価が暴落し、農家に深刻な被害が出ることから対して慎重な姿勢を示していた。コメ農家ら生産者側も新米販売前や期間に放出されると大打撃を受けるため、農林水産省側の姿勢を支持し、今までが安すぎたと明かしている。翌2025年1月末に江藤拓農相は「せつかく米価が上がって生産コストをまかない将来に明るい兆しが出てきたのに国が在庫を出すのかと生産者の反発は避けられないとしながらも、米価で米離れが起きる可能性への懸念か安定供給も農水省の責務だと強調し、備蓄米放出に踏み切った。しかし、備蓄米放出後もしばらく状況は改善せず、主食用以外のコメにも影響が及んだ。直後、江藤大臣が事実上の更迭となり、小泉進次郎氏が農相となった。2025年5月21日、小泉農相は、備蓄米の供給を競争入札から随意契約に切り替えることを表明した。これにより、6月には、大手食品スーパーなどで備蓄米の販売が大々的に行われるようになった。販売開始日には開店前に行列ができる店舗も現れた。

2) トランプ政権の関税政策の影響と我国の関税交渉結果

トランプ大統領が第2次政権発足直後の本年2月1日にカナダ・メキシコ・中国に対して国別関税の賦課を発表してのち、国際社会は一連のトランプ関税に翻弄された。中国とは暫定的な休戦状態が続く、カナダ、インド、ブラジルとは対立は解けないが、相互関税についてはとりあえずの期限とされた8月1日を迎え、トランプ関税の当面の枠組みは固まったようだ。

◆日米関税交渉合意

7月23日、日米合意に基づき25%としていた共通関税も自動車も15%とされた。交渉における日本政府の積み重ねが一定の成果を挙げたといえるが、自動車の従前の関税率は2.5%で6倍に跳ね上がったこととなり、我国経済の屋台骨である自動車産業のダメージは大きい。

合意の中身は、日本製鉄によるUSスチールの買収(近代化への支援)、自動車関連の投資増、コメの輸入増、防衛装備品の調達、そして直前に発表された、日系エアラインによるボーイング機100機の購入、加えて、日本から米国への5500億ドル(約80兆円)の投資枠組みについては、日本側による投

(商)

資、融資、融資保証を組み合わせ提供され、エネルギー資源、半導体、重要鉱物、医薬品、造船など、米国の経済安全保障を強化する戦略的重点セクターに投じられる。このように、米国側の関税を低減する合意が、投資枠組みとセットで成立した。相互関税は米国東部時間の8月7日をもって発効した。

◆米最高裁の違法判決と通商法 122 条に基づく追加関税

2026年2月20日、トランプ関税に関する米最高裁判所の判決が出され、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づくトランプ大統領による関税の賦課が違法とされた。米国においては憲法上、関税賦課は議会の権限であり、同法によって議会は大統領に対してその権限を授権していないというのが主たる理由。同判決によって、IEEPAに基づいて発動されていた①日本を含む多くの国に課されていた相互関税が無効となった。これを受けて、トランプ大統領は、代替措置として日本時間の2月24日から通商法 122 条に基づき世界各国に対する 10%の追加関税を発動した。(原則 150 日間の暫定措置)

2.石油販売業界を取り巻く情勢

(1)原油情勢

2025年の原油価格を振り返ってみると様々な影響要因で大きな変動を繰り返しているながらも、全体としては年初から現在に至るまで基本的には下げ基調となった。年初の80ドル前後の水準から60ドル前半まで徐々に変動水準が下がってきた。しかし、これまで見られてきた様々な価格変動の中で特に顕著な下押し圧力がみられたのが4月～5月初めにかけてであった。この時期、WTI 先物価格は4月初めの急落を経て何度も60ドル割れを経験することとなった。その主な要因は、端的に言えば、トランプ関税による世界的経済減速懸念とその中で OPEC プラスの増産継続の影響が大きかったということになる。特に4月に高額な相互関税導入はまさに世界を激震させるに足る重大な出来事であった。自由貿易の旗手であるアメリカが貿易政策を本格的に転換したととれることとなった相互関税導入でアメリカも含め、世界経済が減速し、景気悪化の下で世界の石油需要が鈍化、低迷するという懸念が原油価格を低下させた。しかもこうした需要軟化、原油価格低下に対応して価格下げ役を果たしてきた OPEC プラスが自主減産分の巻き戻しなどを通して、価格低下を許容する姿勢を示したとして、市場が受け止めたことの影響も大きかった。

8月15日に発表された国際エネルギー機関(IEA)の石油市場月報によれば世界の石油需要は、世界経済の緩やかな拡大基調の下で2024年から2025年には60万 B/D 増加し、2026年もさらに拡大を続けると予測している。拡大のペースは緩やかであっても継続した拡大がみられるとしており、その牽引役は非 OECD のアジアである。同地域の石油需要拡大は、IEA が予測する年間需要の多くの部分を占めており、今後も緩やかな継続拡大が見込まれている。

それでも、世界の石油供給は、需要を上回るペースで拡大することが見込まれている。協調減産に組していない非 OPEC プラス各国の石油生産は、アメリカやカナダなど北米地域の増産に牽引されて拡大が続く姿となっている。需給調整役としての役割を担っている OPEC プラスの原油生産量について今後も現行方針のまま維持されるとしてもその結果は、供給超過のバランスへと大きく変化する姿となった。

2026年1月3日未明、アメリカが産油国であるベネズエラの首都カラカスで軍事行動を展開し、13年にわたり独裁政権を率いてきたニコラス・マドゥロとその妻を拘束してアメリカに送致した事件が

(商)

あったばかりだが、2月28日、突如、アメリカは、イランによる核開発を安全保障上の脅威と位置づけ、イスラエルと合同でイランに武力介入し、最高指導者ハメイニ師等政府高官を殺害した。イランは、報復措置として、ホルムズ海峡を事実上封鎖したことにより、原油価格は、1 バレル 70 ドル付近から一気に暴騰、3月9日時点で WTI の4月先物は一時1 バレル 119 ドルまで上昇(2022年7月以来の高値)し、130 ドル超えの様相となった。3月11日、高市内閣は、このイラン情勢緊迫化を受けて、即反応し、「3月16日国家備蓄の放出と緊急の3月19日からの「燃料油激変緩和措置再開」を発表した。(基金2800億円+2025年度予備費8000億円を措置)

(2) 県内市場

年度当初、昨年度末のからの小幅ながら連続9週に及ぶ仕切り上昇を受けて、転嫁のムードとなっていたが、RG平均価格が185円以上(政府目標)の高止まり状態が続いているマーケットの中で消費者の抵抗感から価格転嫁を足踏みするSSが多くみられた。

その矢先の4月22日、政府は、出口に向かっていった燃料油激変緩和事業を改め、5月22日から最大10円の「ガソリン等の燃料油価格定額引下げ措置」を発表した。この施策は、物価高騰対策の一環として7月の参議院選挙を睨んだ支持率アップ策が色濃く出た対応と言わざるを得ない。また、5月22日のからの第一弾定額補助金(5円)のスタートにあたり、エネ庁及び全石連は、一般消費者の「5月22日から即時10円下がる」との誤解を払拭するため、ポスターを配布、SS店頭貼付し段階的値下げについて広報した。

その間、OPECの増産が始まり、トランプ政権下での米国シェールオイル増産、米国関税政策による世界経済低迷予測による原油需要減少もあり、原油価格が下落、為替も相俟って国内の石油製品小売価格も徐々に軟化傾向となり本県のレギュラーG平均価格は179.1円と前月比約4円～5円下落した。しかし、6月に入ると原油価格は、米国の原油在庫が減少したことやイスラエルとイランの軍事衝突を受けて中東産原油の供給が減少するとの見方が広がったことから70ドル台後半に急騰、そこで政府は、中東情勢の混乱が長引き、石油製品の急激な上昇が継続する場合に備え、現行の「定額引下げ措置」をベースに、新たに追加支援として「予防的な激変緩和措置(第12フェーズ)」を6月26日から行うことを決めた。この追加支援策のポイントは、①全国平均小売価格を175円に抑える、②175円を超過する部分については現在の定額引下げ措置の支給額に加えて、10分の10の補助を支給する。②の適用期間は、燃料油の最需要期となる7月～8月の2ヵ月(2025年9月3日で終了)を期限に行うとした。これにより、県内レギュラーG平均価格は、175.8円となったが、やや軟化し7月には173円台に下落、一時的に原油が城下局面があったがその後は、WTI原油が50ドル台となった10月半ばまでは、175円前後を一進一退で行き来する我慢の展開となった。

11月からは、旧暫定税率廃止に向けた段階的補助金の投下により、レギュラーGも段階的に下落、を開始、11月末には県平均価格は168円まで下落、12月第一週には164.6円、続いて最後の補助金が投下された12月11日以降の県平均価格は159円前後まで下落した。揮発油の旧暫定税率廃止(12/31)の県平均価格は155.7円となった。年が明け、落ち着くかに見られていた県内市場価格は、主要幹線沿いを中心にさらに下落を続け、150円割れの展開となり、中小のSSにとって厳しい状況が続いた。2月28日のアメリカ、イスラエルのイランを攻撃により、ホルムズ海峡封鎖され、その影響を受

(商)

けて、原油価格が一気に沸騰、元売りの仕切り価格も大幅値上げとなり、県内の市場価格も一気に急騰し200円超えも視野に入ってくる状況となった。その後高市内閣は、国民生活を守る観点から、3月16日からの国家備蓄の放出と3月19日からRG全国平均170円/リットルに抑え込む緊急の「燃料油激変緩和措置」を発表した。これにより、業界はもとより消費者に一時の安心をもたらした。

(3) 2025年度石油流通関係補正予算

12月16日、総額18兆3034億円に上る2025年度補正予算案が成立した。

石油流通関連では、総額190億円の補正予算が措置され、SSネットワーク維持・強化支援事業費補助金で160億円を措置され、このうち、SSネットワーク維持・強化支援事業で120億円を計上。燃料貯蔵タンク等の大型化やPOSシステム(在庫・売上等の管理システム)などの設備投資等を支援する。また、旧暫定税率の廃止に伴い影響のあるSSへの経営再建支援事業で40億円が計上された。

(4) ガソリン税暫定税率廃止法案

自民、公明、立憲民主など与野党6党は、7月30日、ガソリン税の暫定税率について、年内に廃止するとして合意文書を交わした。続いて、8月1日から5日迄の臨時国会初日に立憲民主党、日本維新の会、国民民主党など野党8党は、ガソリン税に上乗せされる旧暫定税率を廃止する法案を衆院に共同提出した。これが成立すれば、11月1日からガソリンの暫定税率25.1円分が廃止され、1リッターあたり25.1円の値下げが実現する見込みとなっていた。しかし、参議院選挙の結果を受けて石破首相が辞意を表明、これにより、与党自民党の総裁選挙などの日程が大きく影響し開始時期がずれ込んだ。なお、この時点では、軽油に課せられている「軽油引取税」の暫定税率廃止(17.1円)は、法案には含まれていない。軽油引取税は地方税であり、廃止すれば自治体の歳入が約5000億円減少する。このため、自治体に配慮し、対象から外した形となっていた。しかし、10月21日、日本維新の会と連立を組んだ高市早苗政権が発足すると10月30日の実務者協議を経て11月5日に6党党首間協議により、ガソリンの旧暫定税率の年内(12月末日廃止)が正式に合意された。軽油についても旧暫定税率の廃止が合意されたが、自治体の事業年度等に配慮し、令和8年4月1日が廃止日となり、令和8年3月31日までの間は、基金を活用し、17.1円の補助金で対応することとなった。

(5) イラン情勢に伴う石油製品の急激な価格高騰を受けての官公庁への説明と価格改訂要請について

ガソリンの暫定税率廃止を受けて、組合と官公庁(約70カ所)との契約価格の改訂を終了するや否や、米国・イスラエルによるイランへの武力介入が勃発し、原油が急騰、国内石油製品価格も一気に沸騰し供給も一気にタイト化した。このため、組合では、官公庁契約価格の緊急改訂を余儀なくされ、各自治体に対し、イラン情勢における各元売の対応や国内石油製品の流通状況、高騰する価格、政府の対応等について口頭や文書で一斉に説明を行った。特にいわき市においては、3月12日、内田市長はじめ各部の部長が出席、併せて県内外のマスメディアも数多く同席する中、松原行一いわき支部長(副理事)からイラン情勢を起因とした石油製品価格の高騰の現状や今後の見通し、各油種の流通状況などについて説明を行った。メディア側からも多くの質問が寄せられ、現時点で回答できる範囲で適切に回答し、市側やメディアに理解を求めた。同時に政府(資エネ庁・総務省)に対しても速やかな価格転嫁が行えるよう各自治体に要請するよう求めた。

(商)

(6) 特別徴収義務者交付金増率について(総務省)

総務省が令和7年12月26日、総務省自治税務局から各都道府県税務主管課に対し、軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて、「令和8年度の交付額を現在の交付率2.5%を4.9%に増率し、令和7年度の特別徴収義務者交付金(軽油引取税収の2.5%に相当する額)と同水準となるよう適切に対応してほしい」旨の通知を行った。これは、全石連・油政連が要望を重ねていたもので努力が実った形となった。この交付率は、各自治体が最終的に判断するものであることから、当組合は、令和8年度における交付率を速やかに4.9%に引き上げていただくよう下記日程中村理事長から税務当局及び内堀雅雄知事に対して要望を行った。なお、この措置は、令和8年度のみのものであり、令和9年度以降について当初の要望の通り、交付率5.35%獲得に向けて引き続き政府及び関係省庁に要望していく。

(7) GX 推進法

2025年5月15日、国会では、GX推進法の改正案が衆議院を通過した。これは、2026年度から本格稼働する国内排出量取引制度(GX-ETS)導入、2028年度から開始する炭素賦課金の関連規定を盛り込んだものである。

まず、政府が排出量取引制度を導入する理由は、「EUの炭素国境調整メカニズム(CBAM)に備えるため」であるとしている。CBAMとは、EUの輸入品の製造過程で発生したCO₂排出量に対して、EUの排出量取引価格(4月平均82ユーロ/トン)を「関税」として課する、というものののだが、「輸出国が自国内で課した炭素価格は控除できる」という建付けになっている。

このことから、「日本も明示的な価格を付けなければ輸出が不利になる」というのが政府の理由である。西村康稔経産大臣は、2025年3月14日に、衆院経産委員会の答弁で、「EUのCBAMは“第三国炭素価格”を差し引く仕組みであり、わが国がETSで明示的な価格を付けることが、控除を受ける前提となる。したがってGX法改正案でETSを制度化することは、輸出企業の負担軽減に直結する」と述べている。

次に、今回の改正の2028年度から開始する炭素賦課金の関連規定は、ガソリン税減税協議が注目を集めてた一方で、政府は化石燃料への負担を大きくし、企業や国民の脱炭素への取り組みを促す、カーボンプライシング(炭素価格付け)実質増税の動きを着実に進めるものとなった。化石燃料賦課金は、元売や原油を輸入する商社などを対象に段階的に導入。化石燃料に由来するCO₂排出量に応じた賦課金を徴収する制度転嫁を通じて社会全体に化石燃料使用によるコストを負担する狙い。

(8) 最低賃金

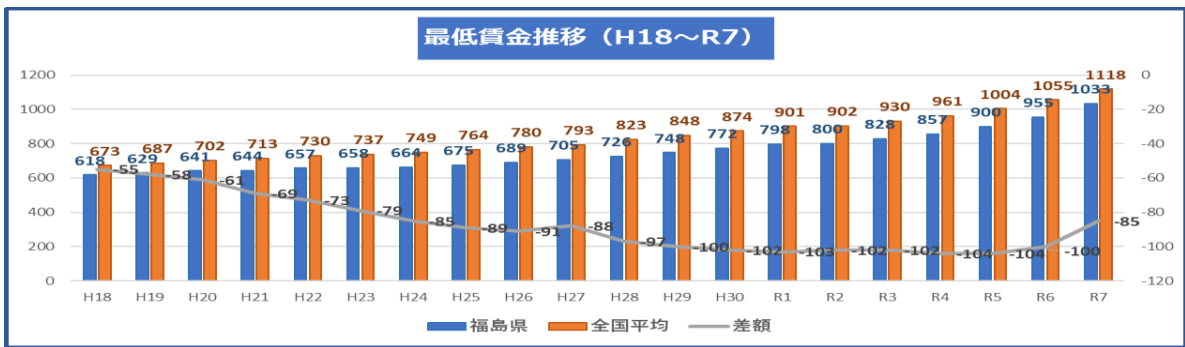
厚生労働相の諮問機関、中央最低賃金審議会は8月4日、最低賃金(時給)の2025年度改定額を次のとおり発表した。:中央審議会答申1,118円(昨年1,055円+63円)

これを受けて福島地方最低賃金審議会は、本県の最低賃金を現行から78円(8.2%)引き上げて時給1033円にするよう福島労働局に答申した。中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)が示した目安額63円に15円を上乗せした形で、県内の引き上げ額は昨年の55円を上回り、過去最大を更新した。:福島県1,033円(昨年955円+78円)

毎年の最低賃金の上昇は、中小石油販売業者にとって大変重荷となる。今後益々、価格転嫁の必要性

(商)

が増すこととなる。なお、政府目標の「2030年までに平均1,500円の実現」を掲げている。



【2025年度の近隣地域別最低賃金一覧表】(単位:円)

都道府県	最低賃金額	改定前の額	引き上げ率%	引き上げ額	発行日
青森	1,029	953	8.0	76	R7.11.21
岩手	1,031	952	8.3	79	R7.12.1
宮城	1,038	973	6.7	65	R7.10.4
秋田	1,031	951	8.4	80	R8.3.31
山形	1,032	955	8.1	77	R7.12.23
福島	1,033	955	8.2	78	R8.1.1
新潟	1,050	1,004	6.6	63	R7.10.2
茨城	1,074	1,005	6.9	69	R7.10.12
栃木	1,068	1,004	6.4	64	R7.10.1
東京	1,226	1,163	5.4	65	R7.10.3

(9) 水素燃料 2026年度から本格支援(価格抑制)

経済産業省は、水素燃料の利用拡大に向けた総額3兆円の支援制度を2026年度から本格的に実施する。供給開始から15年間に亘り、補助金を支払う仕組みで、天然ガスなどの既存燃料よりも割高な水素の価格抑制が主な目的だが、その他に水素の製造や輸送、貯蔵を一体で支え、水素のサプライチェーン(供給網)構築を目指す狙いもある。天然ガスなどとの差額を補助することで、事業の収益性を確保しやすくする。

既に経産省は24、25年度予算でも補助の財源として計446億円を確保しているが、現在のところ支給実績はない。脱炭素化の鍵を握る水素普及に向けた取り組みが、官民一体で動き出すこととなる。もとより、水素は燃焼時に二酸化炭素(CO₂)を出さない利点があるが、燃料電池車(FCV)や発電、鉄鋼や化学といった産業向けなど幅広い分野で活用が期待されている。

◆次世代物流施設(郡山市)

また、水素関連では、郡山市の東北道郡山中央ICの隣接地に「次世代物流施設」の整備計画が発表された。これにより自動運転やドローンによる物流のほか、水素を燃料とする長距離トラックの物流拠点計画が進展することとなり、本県の水素燃料需要の拡大につながることを期待されている。

4. 増資及び資金調達(借入れ)その他の資金調達の状況

・年度内該当なし

5. 設備投資の状況

(商)

・年度内該当なし

6. 業務提携等重要事項の概要

・年度内該当なし

7. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

【福島県石油商業組合】

項目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
資産合計	28,651,887	35,851,928	45,847,077
純資産合計	14,096,863	22,195,729	▲12,075,910
事業収益合計	0	0	0
当期純利益金額	14,096,863	22,195,729	▲12,075,910

II 運営組織の状況に関する事項

1. 総代会の開催

1)招集年月日 令和7年4月24(水)

2)開催日時及び場所

①開催日時 令和7年5月28日(水) 午後3:00分より

②開催場所 ホテル福島グリーンパレス 福島市太田町13-53

3)理事・監事の数及び出席理事、監事の数

①理事 32人 監事 3人

②出席理事 27人 出席監事 1人

4)総代数及びその出席総代数

①総代数 42人

②出席総代数 42人(本人出席12人 委任状出席26人)

7)議長の氏名

瀬戸秀典氏

8)議事

「議案第1号 令和6年度事業報告について」及び

「議案第2号 令和6年度収支決算及び剰余金処分(案)について」

「議案第3号 令和7年度事業計画(案)について」、

「議案第4号 令和7年度収支予算(案)について」

「議案第5号 令和7年度組合費の賦課基準・徴収方法及び徴収時期(案)について」

「議案第6号 常勤役員報酬(案)について」

「議案第7号 令和7年度借入金残高最高限度額(案)について」

「議案第8号 役員の一部補選(案)について」

〈理事〉

中村謙信 鈴木史昭 倉島卓史 佐藤晃司 小沼利夫 三瓶 司 鈴木 實 根本一男 伊東雅文 鷲尾直樹 池嶋公二 小峰栄良 白石 潔 岡部弘一 佐々木俊雄 星野網男 遠藤雄司 広田昌二郎 松原行一 川瀬直史 木村昭義 根本克頼 吉田知成 立谷惣一 野地庄蔵 小林

(商)

勝 小貫浩義

〈監事〉 齋藤政喜 宗像 美 丸山 孝

2. 理事会開催状況

(1) 第1回理事会

- ①開催日時 令和7年4月23日(水) 12:00～
- ②開催場所 福島石油会館 福島市黒岩字林の内5番地
- ③理事数 32名
- ④出席理事 中村謙信以下23名
- ⑤議案
 - 1. 商・協組議案
 - ・議案第1号 令和6年度事業報告(案)及び決算見込みについて
 - ・議案第2号 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - ・議案第3号 理事の補選について
 - ・議案第4号 表彰関係について
 - ・議案第5号 岩手県大船渡山林火災へのお見舞について

(3) 第2回理事会

- ①開催日時 令和7年11月27日(木) 12:00～
- ②開催場所 福島石油会館 福島市黒岩字林の内5番地
- ③理事数 32名
- ④出席理事 中村謙信以下21名
- ⑤協議予定項目
 - (1)コンプライアンス委員会の設置・委員について
 - (2)暫定税率廃止法案・新税の創設問題について
 - (3)令和8年度概算要求について
 - (4)2026年度税制改正要望について
 - (5)石油増税反対総決起大会について
 - (6)経営委員会報告 県内の市況、ダンピング入札について

3. 正副理事長会議及び総務委員会

(1) 第1回正副理事長会・総務合同①

- 開催日・日時・場所: 令和7年4月23日 11:00～ 福島石油会館
- 主な議題: 令和6年度事業報告/決算報告/令和7年度事業計画・予算案審議/役員の改選等

(2) 第2回正副理事長会・総務合同②

- 開催日時・場所 令和7年7月17日(木) 11:30～ 福島石油会館
- 主な議題 長野県第三者委員会報告、燃料激変緩和事業第12フェーズ

(3) 第3回正副理事長会・総務合同③

- 開催日時・場所 令和7年10月28日(火) 14:00～ 福島石油会館

(商)

○主な議題 上期決算・事業報告

(4)第4回正副理事長会

○令和7年11月27日(木)11:00 福島石油会館

○主な議題 役員の改選スケジュール・旧暫定税率の廃止について

(5)第5回正副理事長会、顧問相談役会議

○開催日時・場所 令和8年2月3日(火)12:00 福島石油会館

○主な議題 今後の執行体制について、令和8年度石油流通関係当初予算、7年度補正予算、第51回衆議院議員選挙、就業規則の一部改正について

(6)第6回正副理事長会・総務合同④

○開催日時・場所 令和8年3月24日(火)11:00 福島石油会館(火)11:00 福島石油会館

○主な議題 県石油組合(商協)令和7年度決算見込み・令和8年度予算案

○講演「イラン情勢について」 全石連 常務理事 坂井 信様

4. 令和8年石油三団体新年賀詞交歓会

国会議員、県議会議員元売り会社・商社を招き、新年賀詞交歓会を開催した。

○開催日時・場所 令和8年1月27日(火) 12:00～ ホテル福島グリーンパレス

○参加数:61名

5.各委員会の開催

(1)各種会議の開催

令和7年度中において開催した会議、及び、参加した会議は次のとおりである。

1)福島県石油商業組合及び福島県石油業協同組合が主催した会議等

福島県石油商業組合		福島県石油業協同組合	
会議名	回数	会議名	回数
正副理事長会	⑥	監査会	②
監査委員会	②	総務委員会	④
総務委員会	④	役員選考委員会	①
役員選考委員会	①	福島県地区信用保証委員会	2
広報委員会	③	共同事業委員会	3
経営政策委員会	4	農林漁業委員会	1
政策委員会	1		
財政検討委員会	③		
経営革新・次世代委員会	2		
コンプライアンス委員会	1		
青年部会	2		
セミナ	2		

(注) 開催回数の○は、商・協共同開催。

2)全石連及び官公庁並びに関係団体主催会議

全国理事長会など全石連主催会議等に次のとおり出席した。

	主催	回数
1	全石連主催会議	延 40回(内 リモート 9回)
2	全石連東北支部主催会議	延 15回(内 リモート 0回)
3	官公庁・関係団体主催会議	延 5回(内 リモート 0回)

6. 軽油引取税特別徴収交付金

1) 令和7年度軽油引取税特別徴収交付金

(商)

交付額は、下記のとおりである。

納付税額(百万円)	特徴者数	交付率	交付金額(千円)
5,925	58	2.5%	148,117

2) 令和7年度 特別賦課金

上記交付金のうち組合に対し、下記のとおり協力を得た。

	賦課率	配分率	特別賦課金(千円)	備考
商業組合	15%	50%	11,109	
協同組合		50%	11,109	
合計	-	-	22,218	

7. 組合員数・出資金増減

(1) 組合員数

令和8年3月31日現在の組合組織は、次のとおりである。

	7.3.31	令和7年度		8.3.31 組合員数	
		加入	退会		
事業所	商業	410	0	9	401
	協同	358	0	9	349
給油所	552	0	12	540	

(2) 出資金

協同組合の出資金の状況は、次のとおりである。

	7.3.31 現在	令和7年度		
		新規組合員数	退会者返還分	8.3.31 現在
出資金口数(口)	86,072	0	214	85,858
出資金額(千円)	172,144	0	428	171,716
出資組合員数(人)	494	0	7	487

(3) 加入者 令和7年度は、新規加入者なし

(4) 令和7年度退会者名

(敬称略)

	系列	社(店)名	代表者	所在地	退会日	備考
1	出光	小 椋 商店	小 椋 栄 三 郎	猪 苗 代	R7.4.1	廃 業
2	ENEOS	(株)瀬戸屋商店	瀬 戸 雅 博	伊 達 市	R7.7.9	廃 業
3	ENEOS	(株)福菱エネルギー	根 本 良 一	猪 苗 代	R7.8.20	廃 業
4	M C	(有) 滝 商 店	瀧 麻 理	い わ き 市	R7.9.30	譲 渡
5	ENEOS	太 陽 鋳 油 (株)	八 田 哲 也	本 宮 市	R7.9.30	本 社 支 持
6	ENEOS	藤 田 商 店	藤 田 利 一	白 河 市	R7.9.30	廃 業
7	ENEOS	(株)東屋本店	鈴 木 俊 光	郡 山 市	R7.11.30	廃 業
8	ENEOS	ENEOS ウイング(株)	大 石 和 宏	本 宮 市	R8.3.31	本 社 支 持
9	ENEOS	野 地 商 店	野 地 孝 一	福 島 市	R8.3.31	廃 業

8. 物故者

組合員

物故年月日	支部	氏名	社(店)名	職
R7.5.26	郡 山	故 遠 藤 喜 志 雄 様	(株)郡山市場配送センター	社 長
R7.8.13	い わ き	故 吉 田 潤 一 様	常 磐 港 運 (株)	社 長

(商)

R7.10.3	伊達川西	故佐藤昭二様	(有)佐藤石油	社長
R7.12.27	会津両沼	故大竹利幸様	協信産業(有)	社長

9. 役員に関する事項

1) 役員の一部変更(事由:社内異動に伴う理事の交代)

新	三浦達也氏	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS
旧	木村昭義氏	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS

※任期:前任者の残任期間(2025年5月~2026年5月末まで)

2) 役員の氏名及び職制上の地位、担当(令和8年5月27日現在)

◇理事

支部	定数	氏名	社名	役職	系列
福島	3	鈴木史昭	(株)鈴木石油商会	社長	出光
		倉島卓史	(株)クラシマ	社長	ENEOS
		西形吉和	(株)西形商店	社長	ENEOS
伊達	1	佐藤晃司	(株)富士屋商店	社長	ENEOS
伊達川西	1	岡田盛雄	(有)オカダ石油ガス	社長	ENEOS
安達	1	小沼利夫	(株)福島オイルサービス	取締役部長	ENEOS
本宮	1	三瓶司	(有)武田産業	相談役	コスモ
郡山	4	鈴木實	佐藤燃料(株)	相談役	出光
		根本一男	根本石油(株)	会長	ENEOS
		伊東雅文	伊東石油(株)	社長	ENEOS
		鷲足直樹	カメイ(株)福島支店	支店長	ENEOS
須賀川	1	橋本直子	須賀川瓦斯(株)	社長	MC
西白河	1	池嶋公二	白河商事(株)	専務	出光
東白川	1	小峰栄良	岩下商店	社長	PB
石川	1	岡部弘一	(有)岡部商店	社長	ENEOS
田村	1	佐々木俊雄	(有)佐々木商店	社長	ENEOS
会津若松	2	中村謙信	会津日石販売(株)	社長	ENEOS
		星野綱男	(有)山田八太郎商店	専務	コスモ
会津猪苗代	1	遠藤義幸	(有)遠藤商店	社長	出光
会津喜多方	1	遠藤雄司	(有)エンドウ石油販売	社長	コスモ
会津両沼	1	広田昌二郎	(有)江戸屋燃料店	社長	ENEOS
南会津	1	菊地義久	(株)菊地商会	社長	コスモ
いわき	3	松原行一	(資)松原商店	社長	ENEOS
		根本克頼	根本通商(株)	社長	コスモ
		川瀬直史	関彰商事(株)	支店長	ENEOS
双葉	1	吉田知成	(株)伊達屋	社長	コスモ
相馬	1	立谷惣一	(有)立谷商会	社長	ENEOS

(商)

南相馬	1	野地庄蔵	(株)野地商会	社長	ENEOS
農林漁業	1	三浦達也	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS
青年部	1	白石潔	東白商事(株)	社長	出光
員外	2	小林勝	県石油商・協組合	参事	本部
同		小貫浩義	県石油商・協組合	専務理事	本部
計	3	2			

◆監事

支部	氏名	社名	役職	系列
福島	齋藤政喜	(有)齋藤正松商店	社長	コスモ
田村	宗像美	(有)宗像清商店	会長	出光
いわき	丸山孝	(株)共栄商事	会長	ENEOS

◆正副理事長

役職	支部	氏名	社名	役職	系列	備考
理事長	会津若松	中村謙信	会津日石販売(株)	社長	ENEOS	R2/6/18
副理事長	西白河	池嶋公二	白河商事(株)	専務	出光	H28/5/23
副理事長	いわき	松原行一	(資)松原商店	社長	ENEOS	R2/6/18
副理事長	郡山	根本一男	根本石油(株)	会長	ENEOS	R5/5/26
副理事長	福島	鈴木史昭	(株)鈴木石油商会	社長	出光	R6/5/29
副理事長	いわき	根本克頼	根本通商(株)	社長	コスモ	R6/5/29
副理事長	東白川	白石潔	東白商事(株)	社長	出光	R6/5/29
副理事長	本部	小林勝	県石油商・協組合	参事	本部	R6/5/29

◆顧問

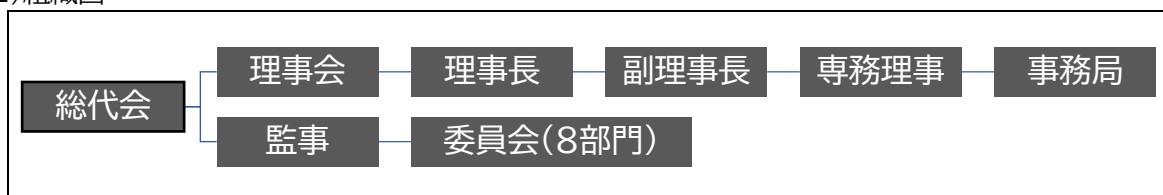
役職	支部	氏名	社名	役職	系列	
顧問	福島	西形健吉	(株)西形商店	会長	ENEOS	R2/6/18
顧問	双葉	吉田俊秀	(株)伊達屋	会長	コスモ	R2/6/18
相談役	郡山	鈴木實	佐藤燃料(株)	相談役	出光	R2/6/18

10. 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人数	8人	0人	0人	8人

(2) 組織図



11. 委員会・部会

(商)

(1)委員会構成

委員会	委員長	副委員長	委員	数
総務	鈴木史昭	根本克頼	中村謙信、池嶋公二、松原行一、根本一男 鈴木史昭、根本克頼、白石潔、倉島卓史 佐藤晃司、鷺足直樹、野地庄蔵、神野聡 鈴木實、小林勝、小貫浩義	15
コンプライアンス	根本克頼	白石潔	根本克頼、白石潔、瀬戸秀典、鷺足直樹、成 田健太郎、岡部弘一、川瀬直史、野地庄蔵 小貫浩義	9
財政検討	根本克頼	鈴木史昭	中村謙信、池嶋公二、松原行一、根本一男 鈴木史昭、根本克頼、白石潔、倉島卓史 佐藤晃司、鷺足直樹、野地庄蔵、神野聡 鈴木實、小林勝、小貫浩義	15
経営	小林勝	池嶋公二	鈴木實、池嶋公二、松原行一、鈴木史昭 伊東雅文、橋本直子、佐々木俊雄、小峰栄 良、星野網男、広田昌二郎、川瀬直史、緑川 直樹、小林勝	13
政策	池嶋公二	小林勝	鈴木實、池嶋公二、松原行一、鈴木史昭 伊東雅文、橋本直子、佐々木俊雄、小峰栄 良、星野網男、広田昌二郎、川瀬直史、緑川 直樹、小林勝	13
広報	根本一男	松原行一	根本一男、松原行一、岡田盛雄、小沼利夫 三瓶司、佐久間喜久、岡部弘一、栗林陽志 遠藤義幸、菊地義久、遠藤雄司、木村昭義 立谷惣一、野地庄蔵	14
経営革新・次世代 (青年部)	白石潔	成田健太郎	白石潔、西形吉和、吉田知成、成田健太郎 瀬戸秀典、橘茂之、舟橋俊介、早坂哲哉、佐 久間佳良、高山充弘、松本卓真、柏村典恒、 高田雅士、添田大輔	14
共同事業	松原行一	根本一男	根本一男、松原行一、岡田盛雄、小沼利夫 三瓶司、佐久間喜久、岡部弘一、栗林陽志 遠藤義幸、菊地義久、遠藤雄司、木村昭義 立谷惣一、野地庄蔵	14
農林漁業部会	三浦達也	立谷惣一	三浦達也、立谷惣一、川瀬直史、小林勝 県漁連 専務理事 鈴木哲二氏 業務部長 鬼多見淳氏	7

(2)所管事項

委員会	部会	区分	所管事項	6年度主な重点課題
総務		商協	・石商・協の事業計画、予算・決算、その他組織運営に関 すること。 ・組合事業(総会・理事会・各委員会等)の運営等に関する 事項について ・軽油引取税問題に関する事項について(県税務課との情 報交換)	・補正予算の策定について ・総会等の運営の在り方について
(新設) コンプライア ンス委員会		商協	福島県石油商業組合、石油協同組合(以下「組合」という) の所属員である石油製品販売業におけるコンプライア ンス(法令、規則等の順守)の徹底、強化。	①コンプライアンス宣言のひな型の 作成 ②コンプライアンスマニュアルのひな 型の作成 ③ポスター、チラシの作成 ④コンプライアンス意識アンケート ⑤専門家による研修の実施 ⑥コンプライアンス相談窓口の設置

(商)

財政検討		商協	・石商・協の財政の現状と今後の組織運営等に関すること ・組合財政改善に向けた指針策定に関すること ・経費削減に関する施策等の提案について(各事業の予算に関するシュミレーション等)	・石商・協の財政改善指針策定 ・予算執行等に関すること
経営		官公需	・石油製品の安定供給等、石油流通に係る問題に関すること。 ・官公庁価格に関する調査、適正価格の把握に関すること。	・激変緩和事業終了時・暫定税率廃止後のソフトランディング ・賃上げに向けた市場の構築 ・県入札に関する情報収集(県立高校 灯油入札)
政策		災害対策	石油製品販売業の健全な発達を図るために必要な法制、税制、その他業の環境整備に関すること。(過疎対策を含む)	・合成燃料・E10 等に関する情報収集と早期実用化のための活動 ・石油政策に関する情報収集と提供 ・賃上げ等人手不足対策
			・大規模災害の発生等に備えたSS災害対応能力の強化や緊急時連絡体制の整備等の防災・災害対策の推進に関すること、 ・国や地方自治体等との災害協定の締結の推進並びに平時における官公需事業の推進に関すること。(災害協定と官公需の一体化) ・過疎地対策問題に対する情報収集(行政当局との連携)	・災害情報訓練等の強化(全石連主催) ・災害協定と官公需の一体化(油政連との連携) ・SS 従業員の災害対応能力強化 ・SS 過疎地の災害対応の検討
経営革新・次世代(青年部)		商	石油製品販売業の経営改善(共同化、事業統合等)や新たなSSビジネスモデルの策定など経営革新事業に関すること及び次世代自動車や水素ステーション等の世界的動向の調査・分析に関すること。	・多角化等の先行 SS の視察検証(EV・水素含む) ・SS 経営改革に関する情報収集 ・SS未来フォーラム等との連携
広報		商協	機関紙の発行・配布、満タン運動、交通安全運動、石油情勢等対外広報活動に関すること。	・激変緩和事業に関する消費者広報活動 ・石油製品の安定供給に関する広報(満タンキャンペの実施)
満タン運動推進				
共同事業		協	物資の共同購入、斡旋及び共済事業、保険事業等の共同事業の実施に関すること。 官公需一括契約・官公庁の入札の事務に関すること。	・ガソリン券の広報活動の展開(自治体等) ・県立高校の灯油入札制度改正に関すること
		農漁	農林漁業用A重油等の安定供給及び用途確認、購入証明手続きに関すること。	

12. 施設の状況

○施設の状況

施設名称	施設概要	所在地
福島石油会館	延面積 566.74 m ²	福島市黒岩字林ノ内5
会津石油研修センター	延面積 70.01 m ²	会津若松市栄町 326 ガルフアール上六日 306 号
浜通り石油研修センター	延面積 59.62 m ²	いわき市鹿島町字米田家ノ前3-5

13. 国家褒章

藍綬褒章	中村謙信 氏	理事長
------	--------	-----

14. 表彰

(1)優良班表彰(4班)

ブロック	支部	班
県北ブロック	福島	土湯
県南ブロック	田村	三春
会津ブロック	会津美里	会津美里
浜通りブロック	いわき	勿来

(商)

(2) 共同事業優良支部 (1支部)

県北ブロック	本宮支部
--------	------

(3) 優良従業員表彰 (6名)

支 部	会 社 名	氏 名	役 職
福 島	瀬 戸 商 事 (株)	佐 藤 大 輔	サブマネージャー
郡 山	(株) ク ラ シ マ	石 山 和 央	店 長
郡 山	T O H O ピ ク ス (株)	大 河 原 政 幸	所 長
西 白 河	白 河 商 事 (株)	鈴 木 礼 子	総務部係長
会 津	(株) 成 田	平 塚 崇 啓	所 長
相 馬	(有) 太 田 石 油	猪 狩 祐 吾	マネージャー

(4) 功労役員等表彰

1) 全石連功労役員

支 部	会 社 名	氏 名	役 職
郡 山 支 部	根本石油(株)	根 本 一 男	会長

2) 全石連東北支部総会 優秀支部表彰

支 部	支 部 長	社 名・職 名
安 達 支 部	小 沼 利 夫	(株)福島オイルサービス取締役

3) 中央会功労役員

支 部	会 社 名	氏 名	役 職
郡 山 支 部	佐藤燃料(株)	鈴 木 實	相談役

(5) 全石連優良職員表彰

支 部	職 名	氏 名
本 部	業務課 指導係長	根津春樹

※以下、事業報告の詳細は、別冊「部門別事業報告」参照

(商)

議案第2号

令和7年度収支決算並びに剰余金処分(案)について

福島県石油商業組合

財 産 目 録

令和8年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部		
科 目	摘 要	金 額
I 流動資産		27,067,666
1 現金		217,606
2 預 金	普通預金 東邦銀行南福島支店 26,594,329円	26,599,950
	普通預金 商工中金福島支店 5,621円	
3 立 替 金	レターパック代等	165,010
4 未 収 金	健診助成金外	85,100
II 固定資産		1,584,221
1 有形固定資産		258,721
(1)土 地	福島市黒岩字林ノ内5番地事務所敷地 1,663.18㎡ 取得価格 0円	0
(2)建 物	鉄骨二階健 延 566.74㎡ 取得価格 43,196,610円 償却累計▲33,665,779円	0
(3)建物附属設備	取得価格 22,538,329円 償却累計▲18,055,205円	0
(4)構 築 物	取得価格 11,385,680円 償却累計▲11,385,673円	0
(5)什 器	取得価格 2,571,419円 償却累計額 ▲2,534,448円	0
(6)車 両	取得価格 1円 償却累計額 1円	1
(7)一括償却資産	サーマルカメラ	258,720
2 無形固定資産		395,300
(1)商標権		315,000
(2)電話加入権		80,300
3 その他の固定資産		930,200
(1)関係先出資金	商工中金出資金	50,000
	福島県火災共済協同組合	200
(2)保証金	協組より・事務所賃貸にかかる保証料	880,000
資産合計		28,651,887
負 債 の 部		
I 流動負債		14,555,024
1 未 払 金	健診料金	47,300
2 預 り 金	組合員預り金	1,135,833
3 協 組 勘 定	協組よりの借入金	13,371,891
II 固定負債		0
1 預り保証金	協組より・事務所賃貸にかかる保証料	0
負債合計		14,555,024
差引正味財産		14,096,863

(商)

福島県石油商業組合

令和 7 年度貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位:円)

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	26,817,556	1. 未払金	47,300
2. 立替金	165,010	2. 預り金	1,135,833
3. 未収金	85,100	3. 協組勘定	13,371,891
流動資産計	27,067,666	流動負債計	14,555,024
II 固定資産		II 固定負債	
i. 有形固定資産		1. 預り保証金	
(1) 土地	0		0
(2) 建物	0		
(3) 建物附属設備	0	固定負債計	0
(4) 構築物	0	負債合計	14,555,024
(5) 什器	0	(三 正味資産の部)	
(6) 車両	1	III 正味資産	
(7) 一括償却資産	258,720	1. 当期末処分剰余金	14,096,863
有形固定資産計	258,721	当期純利益金額	
ii. 無形固定資産		前期繰越剰余金	
(1) 電話加入権	80,300	当期末処分剰余金	14,096,863
(2) 商標権	315,000		
無形固定資産計	395,300	正味資産合計	14,096,863
iii. 外部出資その他の資産			
(1) 外部出資金	50,200		
外部出資その他の資産計	50,200		
iv. 保証金			
(1) 保証金	880,000		
保証金計	880,000		
固定資産計	1,584,221		
資産合計	28,651,887	負債及び正味資産合計	28,651,887

注 記 表

・消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

・減価償却資産については、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(商)

福島県石油商業組合

損益計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位:円)

(三 事業費用の部)		(一 賦課金等収入の部)	
I 事業費		I 賦課金等収入	
1 関係団体負担金	5,211,650	1 賦課金収入	29,776,150
2 会議費	3,186,173	2 特別賦課金収入	11,108,760
3 教育情報事業費	7,004,564	賦課金等収入合計	40,884,910
4 活動費	880,142		
5 組合員慶弔費	108,850		
		(二 事業外収益の部)	
		II 事業外収益	
		1 受取利息	60,787
事業費用合計	16,391,379	2 全石補助金	494,651
事業総利益金額	24,493,531	3 人件費負担受入	1,250,000
		4 雑収入	40,230
		5 軽油特別協力金	555,000
		6 業務委託収入	1,786,499
(四 一般管理費の部)			
II 一般管理費		事業外収益合計	4,187,167
1 人件費	28,891,116		
2 業務費	6,438,524		
3 諸税負担金	1,271,300		
一般管理費合計	36,600,940		
事業損出金額	▲ 12,107,409		
(六 事業外費用の部)		(五 特別利益の部)	
III 事業外費用		III 特別利益	
1 支払利息	178,624	1 前期繰越金戻入	22,195,729
2 人件費負担金	0	特別利益合計	22,195,729
事業外費用合計	178,624		
経常利益金額	14,096,863		
税引前当期純利益金額	14,096,863		
当期純利益金額	14,096,863		

(商)

(一般管理費明細)

(単位:円)

科 目	令和7年度決算	摘 要
1 役 員 報 酬	0	
2 職 員 給 料	19,349,212	
3 賞 与	4,402,580	
4 職 員 退 職 給 与 金	0	
5 雑 給	64,491	
6 福 利 厚 生 費	3,713,433	
7 共 済 等 掛 金	1,361,400	
8 顧 問 料	249,821	
9 教 育 研 究 費	59,186	
10 新 聞 図 書 費	174,470	
11 旅 費 交 通 費	1,105,635	
12 通 信 費	794,243	
13 器 具 備 品 費	0	
14 消 耗 品 費	14,406	
15 事 務 用 品 費	52,760	
16 印 刷 費	902,618	
17 交 際 費	83,298	
18 支 払 保 険 料	132,650	
19 支 払 手 数 料	94,033	
20 水 道 光 熱 費	1,034,929	
21 コ ン ピ ュ ー タ 関 係 費	159,514	
22 修 繕 費	52,118	
23 車 両 費	62,000	
24 租 税 公 課	1,271,300	
25 運 賃 ・ 送 料	15,969	
26 地 代 家 賃	1,056,000	
27 減 価 償 却 費	0	
28 雑 費	394,874	
合 計	36,600,940	

(商)

福島県石油商業組合

剰 余 金 処 分 (案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

I 当期未処分剰余金		
当期純利益金額	14,096,836 円	
前期繰越剰余金	0 円	14,096,836 円
II 剰余金処分量		
1.次期予算へ繰入		14,096,836 円
III 次期繰越剰余金		
		14,096,836 円

以上のとおり、令和7年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書及び損出処理(案)を提出いたします。

令和8年4月22日

福島県石油商業組合

理事長 中村 謙信 印	理 事 岡田 盛雄 印	理 事 遠藤 雄司 印
副理事長 鈴木 史昭 印	理 事 小沼 利夫 印	理 事 広田昌二郎 印
副理事長 根本 一男 印	理 事 三瓶 司 印	理 事 菊地 義久 印
副理事長 池嶋 公二 印	理 事 伊東 雅文 印	理 事 川瀬 直史 印
副理事長 白石 潔 印	理 事 鷲足 直樹 印	理 事 三浦 達也 印
副理事長 松原 行一 印	理 事 橋本 直子 印	理 事 吉田 知成 印
副理事長 根本 克頼 印	理 事 小峰 栄良 印	理 事 立谷 惣一 印
理事相談役 鈴木 實 印	理 事 岡部 弘一 印	理 事 野地 庄蔵 印
理 事 倉島 卓史 印	理 事 佐々木俊雄 印	副理事長兼参事 小林 勝 印
理 事 西形 吉和 印	理 事 星野 綱男 印	専務理事 小貫 浩義 印
理 事 佐藤 晃司 印	理 事 遠藤 義幸 印	

(商)

監 査 報 告 書

中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により、令和8年4月22日理事から提出された、令和7年度・財産目録・貸借対照表・収支計算書及び損出処理案を監査した。なお、当組合の監事は、定款第20条(監事の職務)に定めるところにより、監事の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査・立会・照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用相当な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録・貸借対照表及び収支計算書は、法令及び定款に従い組合の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 損出処理案は、法令及び定款に適合している。

令和8年4月22日

福島県石油商業組合

監事 齋藤政喜 印

監事 宗像美 印

監事 丸山孝 印

(商)

議案第3号

令和8年度事業計画(案)

【2026年度スローガン】

—組合活動を通じて経営を改革しよう—

1. 有事に備え、安心安全のための SS ネットワークを維持強化しよう
2. 持続可能な SS 運営の実現に向けてコンプライアンスを遵守しつつ、適正利益を確保し明日の変化に備えよう
3. 公正で公平な取引環境の実現を目指そう
4. 将来の次世代燃料を見据え、環境変化に対応した SS 経営を図ろう
5. ガソリン券をはじめとした共同事業商品の積極的な活用や機関誌を利用し経営基盤の強化を図ろう
6. 地域を守る「災害協定・官公需の一体化」と「満タン&灯油プラス1缶運動」を推進しよう

I 基本方針

1. 2026年 我国の経済展望

2026年の日本経済は、実質賃金のプラス転換に伴う内需回復により、GDP 成長率が+0.5～0.9%程度の「緩やかな回復・成長軌道」を描くと予測されている。賃上げの定着とインフレ鈍化で実質所得が改善し個人消費が支えられる一方、高市政権の政策、人手不足対応の投資、世界経済の動向が鍵となる。物価と金利については、物価上昇率を日本銀行の見通しでは 1.9%、民間予測では 1.8%と、目標の 2%をわずかに下回る水準まで落ち着くとみている。物価目標の持続的・安定的な実現が見込まれる場合、日本銀行はさらに政策金利を引き上げる可能性がある。

また、賃金と雇用については、連合は 2026 年春闘でも「5%以上」の賃上げ目標を掲げており、企業側も人材確保のために高い賃上げ意欲を維持している。そのため実質賃金は、物価上昇の鈍化により、2026 年には実質賃金が着実にプラス圏で推移することが期待されている。

主なりスク要因としては、米国の関税政策(トランプ政権の影響)による輸出減少や、中東情勢緊迫に伴うエネルギー価格の変動が大きな懸念材料となっている。

◆米国・イスラエルによるイランへの軍事介入

こうした予測がされている中、2月28日、アメリカは、イランの核ミサイル開発問題を米国の安全保障上の危機と位置づけ、それを回避するため、ついに、イスラエルと合同でイランに軍事介入し、最高指導者ハメイニ師等政府高官を空爆により殺害した。イランは、報復措置として、ホルムズ海峡を事実上封鎖したため、原油価格は、1 バレル 70 ドル付近から一気に暴騰、3月9日時点で WTI の 4 月先物は一時 1 バレル 119 ドルまで上昇(2022 年 7 月以来の高値)し、130 ドル超えの様相となった。日本国内でも、一気に石油製品価格が急騰し、我が国経済のみならず世界経済に及ぼす悪影響は計り知れない状況となっている。一刻も早くイラン情勢が沈静化を期待したい。

(1)与党自民党の政策「責任ある積極財政」(関連部抜粋)について

●GX について

(商)

GX を成長分野として位置付け、150 兆円超の官民投資を引き出します。そのために、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、10 年間で 20 兆円規模の先行投資支援と、2026 年度から本格稼働する排出量取引制度等の制度的措置を一体的に講じていく。

エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら導入を進める。

●ガソリンスタンドについて

国民の生命・財産を守る強靱なエネルギーシステムを確立するため、ガソリンスタンド等の事業再構築を通じた SS のネットワークの維持・強化、e-fuel 等合成燃料活用に向けたビジネスモデル構築など、燃料サプライチェーンの強靱化に加え、AI等の活用によるスマート保安を促進する。

●次世代燃料について

CCUS、DAC、カーボンリサイクル、次世代型太陽電池、浮体式洋上風力、次世代型地熱、原子力の新型炉、合成メタン(e-methane)、水素、バイオ燃料、e-fuel をはじめとした次世代燃料技術等の開発や人材育成を推進します。また、引き続き技術開発に取り組む企業や研究機関を支援していく。

電力のみならず、鉄鋼や化学、運輸といった脱炭素化が困難な分野での活躍が期待される水素について、供給コストの削減を進めるとともに、燃料電池車や水素ステーションの拡大、港湾施設の脱炭素化、水電解装置・水素発電の技術開発等により需要拡大を図る。

商用車における水素の利用拡大に向け、燃料電池トラック等の商用車と商用車用ステーションへの集中支援、水素供給への支援を行う。

電化や水素化などでは CO₂ の排出が避けられない分野でも脱炭素を実現できる CCS について、事業者の投資決定を促す支援策について検討し、2030 年までの CCS 事業開始を目指す。

2. 令和8年(2026)国際原油情勢展望

2026 年の原油価格は、世界的な供給増加(特に米国や OPEC プラスの増産)が需要を上回る予測され、2025 年に比べて下落する見通しです。ブレント原油は 1 バレル平均 50 ドル台半ば(54~56 ドル程度)へ軟化し、WTI 原油は 50 ドル前後で底を打つ展開が予想されている。

予測のポイントとしては、①供給過剰による下落があり、OECD 加盟国の在庫増加と、OPEC プラスの増産方針が 2026 年の相場を下押しすると考えられている。価格予測値としては、①ゴールドマン・サックスは、2026 年平均ブレント 56 ドル、WTI 52 ドルと予想し、第 4 四半期に 54 ドル/50 ドルまで低下と見込んでおり、②EIA (米エネルギー情報局)は、2026 年の平均を 56 ドルと予想③国内アナリストは、供給超過により、一時的に 50 ドルを下回る可能性もあり得るとしている。一方で、中東地域の地政学リスク、ホルムズ海峡の閉塞懸念が発生した場合は、80 ドルを超える上昇リスクの可能性もあるとしていた。こうした予測をしていた中、2月28日の米国、イスラエルによるイラン攻撃が現実のものとなり、イランによりホルムズ海峡が事実上閉鎖され、3月9日には、1バレル 119 ドルと予測を上回る原油価格の上昇となった。一日も早く事態が終息に向かうことを期待したい。

3. 令和 8 年度(2026)国内石油情勢展望

米国、イスラエルによるイラン攻撃は、我国経済や石油の流通における全ての予測を一変した。ホルム

(商)

ズ海峡封鎖により、原油調達の道が断たれ一気に供給が引き締まり、系列玉はもとより業転玉はほぼ供給がストップし、在庫が底をつく PBSS が続出、価格も系列と業転価格が大きく逆転した。一時は系列との差が1リッター30円超にも膨らんだ。また、系列にあっても軽油、重油は、ほぼ供給されず多くの需要家や産業に影響が及んだ。今後のイラン情勢や国内政策を注視していかなければならない。

本来であれば、2026 年の国内石油製品価格は、世界的な原油供給過剰による下落要因と、暫定税率の廃止によって昨年よりも石油製品は、軟化傾向となることが見込まれていた。しかし、国内の燃料油需要は、電化の進展や省エネにより 2026 年度にかけて年平均約 1.5%減少し続ける見通しであることや、人件費などコストの大幅増は、従来の粗利益率の考え方を改め改善していく傾向が顕著となっていることなど、原油安の恩恵を受ける一方で、国内特有の要因が価格を下支える可能性が高まっていたはずであった。

いずれにせよ、石油業界の使命は、平時、有事を問わず、安定供給であり、災害時はもちろん、有事の際など如何なる時も「最後の砦」としての社会的責任を全うしていかなければならない。こうした社会的使命や責任を負っている石油販売業者が一部の廉売事業者によって疲弊し、淘汰されていくことは、けっしてあってはならない。勿論、当組合では、コンプライアンスを遵守しつつ、「廉売行為」については、公正取引委員会に積極的な申告を奨励しつつ、公正な競争によって適正な利益を確保し、これからも、安定供給、災害時対応等において地域に貢献出来る企業を目指していかなければならない。

4.まとめ

以上、本年度も当組合は、以上の項目等を背景に石油という重要な物資、貴重なエネルギーを取り扱う事業者であるという誇りを持ち、一致団結し、業界が抱える様々な問題に適切に対処し、SS経営の安定に向けて上部団体等関係機関と一致協力して所期の目標を達成していくほか、組合の財政健全化のための諸施策を検討し、具体化していくことを基本方針とする。

II-1 事業計画項目骨子

◆商業組合

I 流通適正化対策事業:(経営委員会)

- 1 事業環境の変化(賃上げ等あらゆるコストアップ要因への対応・人材確保、燃料油内需減への対応等)に備えた諸対策、一般小売業並み粗利の提唱及び健全経営の推進
- 2 元売・販売業者間の連携推進(発券店値付けカード適正化への支援活動の強化、SS ネットワーク維持の重要性に関する認識共有と連携強化)
- 3 公正競争環境の整備(不当廉売申告の推進、価格表示ガイドラインの見直しの検討、輸入玉への対応と業転格差の解消に向けた取り組み)
- 4 ユニバーサルサービスを継続するためのネットワーク維持策の検討(公正・透明な競争環境整備の検討を含む)
- 5SS 過疎地および離島対策の問題点整理、対応策の実
- 6 地震等災害発災時における体制の再整備
- 7「経営相談室」を通じた組合員からの相談受付・回答・助言及び事業多角化等の支援
- 8「法律相談室」を通じた組合員からの相談受付・回答・助言

II 経営革新支援事業:(経営革新・次世代部会)

- 1 事業環境変化を踏まえた新たな事業等(事業多角化・協業・共同化等)検討支援の推進
- 2 今後の経営環境変化を踏まえた SS 生産性向上や事業多角化等に寄与する消防法規制緩和領域の抽出・情報収集と規制緩和策の実現

(商)

- 3 『SS100 選』掲載事例の現状及び『事業再構築補助金採択事例』や『SSが目指す5つの方向性』を軸とする SS ビジネスモデルに関する情報収集と提供
- 4 賃上げと人手不足等を踏まえた生産性向上策の推進
- 5 国内外のカーボンニュートラルに向けた情勢、自動車関連業界の動向(CASE、MaaS等)、エネルギー関連新技術(次世代燃料、水素、二次電池等) 情報等の調査収集・組合員内外への提供
- 6 クルマおよび地域社会の変化を踏まえた国内外の SS 関連ビジネス情報・技術情報の収集と提供

III 流通環境整備対策事業：(政策・経営委員会)

- 1 将来のバイオ燃料・合成燃料(e-fuel)の内燃機関への利用を見据えた、いわゆる電動車100%問題等を踏まえた今後のSS経営の方向性に関する検討・提言
- 2 カーボンリサイクル燃料としてのバイオ燃料・合成燃料(e-fuel)の早期実用化に向けた環境整備に係る検討と情報収集及び石油販売業界への支援要望
- 3 2028年度を目途とした沖縄県でのE10先行導入に向けた環境整備の推進と石油販売業界への支援要望に係る情報収集・調査等の実施
- 4 令和9(2027)年度以降の軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」について、物価上昇や人件費の高騰等を踏まえた交付率の引き上げに向けた情報収集並びに対応策の検討
- 5 カーボンプライシング(化石燃料賦課金・炭素税・排出権取引制度等)に関する情報収集及び石油販売業界の取組み支援
- 6 ガソリン税に係るタックス・オン・タックスの廃止、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の課税免税措置の創設を含めた自動車関連税制の見直しに 関する情報収集及び石油関係諸税の適正化に向けた対応関係諸税の適正化に向けた対応
- 7 自動車用燃料の課税公平性の実現に向けた検討・提言(電気自動車等のモビリティの動向に関する情報収集・調査等の実施)
- 8 カーボンリサイクル燃料としてのバイオ燃料・合成燃料(e-fuel)の早期実用化に向けた環境整備に係る検討と情報収集及び石油販売業界への支援要望
- 9 働き方改革、過疎化や人手不足等に対応した外国人労働者を含めた燃料供給の担い手確保に関する情報提供・調査等の実施
- 10 ユニバーサルサービスを継続するためのネットワーク維持策の検討(公正・透明な競争環境整備の検討を含む)(※共管)
- 11 災害等緊急時におけるSSの災害対応能力強化に向けた人材育成
- 12 SS安全対策等の推進(定期点検の励行・コンタミ防止対策・荷卸し立会いの着実な実施に向けた諸施策の推進)
- 13 VOC問題への自主的な対応
- 14 環境・安全性等に関する関係法令に関する情報収集
- 15 女性経営者の活躍推進に向けた支援
- 16 物流効率化法に係る荷主・物流事業者に対する規制的措置に関する情報収集及び適切な対応策の検討
- 17 内航海運におけるバイオ燃料の活用に関する情報収集及び適切な対応策の検討
- 18 災害協定と官公需の一体化の推進(国・国等の関係機関や地方公共団体、地方議会等への要望活動)
- 19 石油販売業の災害対応力強化に向けた具体的取組の推進・情報提供(BCP 策定、緊急時連絡網整備、クルマの電動化等に伴う災害リスク等)
- 20 災害対応のための中核SS、小口燃料配送拠点及び住民拠点SS等の情報ネットワークの継続(点検・訓練)
- 21 地震等災害発災時における体制の再整備
- 22 国等の契約の基本方針に対するフォローアップの継続(石油流通問題議員連盟所属議員と各石油組合の連携強化)
- 23 官公需カードシステム普及拡大に向けた情報提供及び積極的な支援

(商)

- IV 調査統計事業:(広報委員会)
 - 1 各種経営関連データの分析・提供
 - V 対外広報事業:(広報委員会)
 - 1 「満タン」&「灯油プラス1缶」運動の推進
 - 2 ガソリン・灯油需要喚起と石油税制改正のための広報活動の実施
 - 3 ホームページや SNS を活用した一般消費者向け広報活動
 - VI 組織強化対策事業:(総務/財政委員会)
 - 1 組合財政基盤の強化に関する検討
 - 2 全石連「軽油引取税問題協議会」活動の推進
 - 3 「SS 未来フォーラム」(青年部、現在 32 組合加盟)の普及・活動支援
 - VII 教育情報事業:(広報委員会)
 - 1 会員間及び関係業界との情報交換のための懇談会の開催
 - VIII 国庫補助事業:(総務委員会)
 - 1 「緊急時石油製品供給安定化対策事業」の的確な遂行
 - 2 「離島のガソリン流通コスト対策事業」の的確な遂行
 - 3 「燃料供給に関する計画策定支援事業」の的確な遂行
 - 4 「石油製品供給に係る新たな機器等の技術開発・実証事業」の的確な遂行
 - 5 「需要家における自衛的な燃料備蓄普及啓発事業」の的確な遂行
 - 6 「燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援事業」の的確な遂行
 - 7 「離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業」の的確な遂行
 - ⑧「当分の間税率廃止に伴い影響のある SS への経営再建支援事業」の的確な遂行
 - ⑨燃料供給に関する調査・相談等支援事業
 - IX 機関紙事業:(広報委員会)
 - 1 デジタル時代に対応した情報提供体制の拡充・多様化
 - 2 「ぜんせき Web」の会員数拡大に向けた内容充実と利便性及び新規性の追求
 - 3 ふくせきニュースの発行
 - X その他事業:(総務・財政検討委員会)
 - 1 組合財政健全化への対応 ※共管
 - 2 各種組織・規程等の整備・見直し
 - 3 収支改善策の検討
 - 4 油政連活動との積極的な連携
- 【〇商協共管】**
- I 県内各支部連携強化事業:(総務委員会)
 - II 財政健全化に関する検討委員会の開催:(財政検討委員会)
 - III 表彰事業:(総務委員会)
 - 1 会員並びに所属員に対する表彰事業の実施
 - IV 諸会議開催・参加:(総務委員会)
 - 1 総代会
 - 2 理事会 (=支部長会)
 - 3 監査会
 - 4 総務委員会/信用保証、利子補給リース
 - 5 財政検討委員会
 - 6 経営委員会
 - 7 政策委員会/(官公需部会)(※水素販売事業者連絡会議、開催検討)
 - 8 共同事業・広報委員会(満タンキャンペーン推進部会・ガソリンのギフト券普及促進部会)
 - 9 経営革新・次世代委員会
 - 10 農林漁業委員会/(海上部会)
 - 11 青年部会

(商)

12 上部団体、関係機関・団体等会議

IV その他の事業(総務・財政委員会)

1 商協、諸会議開催方法の変更等、規程等の整備・見直し

【○石油協会関係】 :総務・信用(金融助成)委員会

I. 信用保証事業

- 1 一般保証の実施
- 2 緊急支援保証の実施
- 3 石油製品販売業災害特別保証(求償権の回収)
- 4 期中管理の実施
- 5 求償権の回収
- 6 経営状況・金融事情等の情報収集・提供
- 7 石油製品販売業経営実態調査の実施

II. 品質管理事業

- 1 揮発油・灯油・軽油・重油の試買分析の実施
- 2 石油製品の精密調査分析の実施
- 3 分析員等の技術研修等の実施

III. 分析受託事業

- 1 揮発油販売業者に係る分析の実施
- 2 特定加工業者に係る分析の実施
- 3 確認供給者に係る分析の実施
- 4 地方自治体等に係る分析の実施
- 5 分析員等の技術研修等の実施
- 6 石油製品販売業経営実態調査の実施及び報告書の販売

IV. 環境・安全等対策事業

- 1 構造改善等支援事業
 - (1) 環境保全・構造改善促進利子補給事業
 - 1) 事業多角化・中小企業等経営強化法に係る利子補給の実施
 - 2) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備利子補給の実施
 - 3) 過疎地等における石油製品の流通体制整備利子補給の実施
 - 4) 脱炭素社会における燃料安定供給対策利子補給の実施
 - 5) SSの事業再構築・経営力強化利子補給事業の実施
 - 6) SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化利子補給事業の実施
 - 7) SSネットワーク維持・強化支援利子補給事業の実施

V. 環境・経営支援事業

- 1 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業
 - (1) 地下埋設物等の入換等事業の実施
 - (2) ペーパー回収設備整備事業の実施
 - (3) 自家発電設備の入換事業の実施
 - (4) 給油所設備補修等事業の実施
2. 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業
 - (1) 給油所撤退における地下タンク等の放置防止事業の実施
 - (2) 石油製品の安定供給の維持・確保事業の実施
 - (3) 危険物漏えい未然防止事業の実施
 - (4) 危険物漏えい早期検知事業の実施
3. 環境対応型石油製品販売業支援事業
 - (1) 土壌汚染検知検査事業の実施
 - (2) 地下埋設タンク・配管二次検査事業の実施
 - (3) 漏えい検査管採取物調査事業の実施
 - (4) ボーリング調査事業の実施

(商)

(5)油含有土壌等除去事業の実施 【○全石連東北支部】 I.全石連東北支部諸会議 1 東北支部通常総会 2 東北六県理事長会 3 東北六県経営委員長会議 4 東北農林漁業委員会 5 東北事務局責任者会議 6 東北事務局常勤役員・職員研修会 7 二団体(全石東北・在仙元売)賀詞交歓会 8 監査 9 東北石油組合青年連合会への参加

II-2 部門別事業計画

福島県石油商業組合

1. 総務委員会関係【委員長 鈴木史昭】

(1)基本方針

当委員会は、石商・協の事業計画、予算(案)及び事業報告・決算の策定、賦課金の徴収に関わる事項、総代会・理事会提出議案に関わる事項及び総代会、理事会等の諸会議の開催、表彰に関する事項並びにその他組織運営全般に関する事項について執り行う。併せて、財政委員会と協力し、組合財政健全化計画を実施する。

(2)組合財政健全化計画の実施

本年度は、財政検討委員会が策定した組合財政健全化方針及び削減計画に基づき、取り組む。

(3)軽油引取税特別徴収交付金

令和8年度は、暫定税率廃止を受けて交付率を増率し4.9%となる。

	令和7年度	令和8年度	前年比較
納期内	2.5%	4.9%	2.4%
徴収猶予	2.5%	4.9%	2.4%

(4)特別賦課金の徴収

	賦課率	配分率
商業組合		50%
協同組合	15%	50%

(5)委員会の開催 4回

(6)総代会、理事会、各委員会等の開催

(7)品確法、備蓄法に基づく各種届出

2. 財政検討委員会関係【委員長 根本克頼】

(1)令和8年度委員会の運営の基本方針について

近年の石油を取り巻く環境下、組合員数、SS 数ともに、ピーク時の約 50%となっている。これらを主たる原因として、一般賦課金や特別賦課金収入が減少、更に、各種共同事業の収入も減少を続け、節約に努めてきたもののしだいに組合財政を圧迫。年々その厳しさが拡大しており、今後の組織運営

(商)

に多大な影響を及ぼすことが懸念される現状にある。よって、組合財政の立て直し、健全化が急務となっている。

令和 7 年度においては、組合財政健全化に資するため、再度、各事業別に詳細な分析(シミュレーション)を行い、①組合財政の現状、財政見通し、各種事業、業務内容、組織、諸規定・規約類など総合的に点検し、個別具体的な課題等を明確化し、対応策を立案し、理事会にて報告を行った。

令和 8 年度は、削減計画を実行しつつ、賦課金改訂について検討を行い理事会、総代会に改定案を提出する。同時に、石油販売業界を取り巻く環境変化に対応し、組合活動(事業)のあり方についても議論を深め、各事業の仕分け作業を行うこととする。

(2)委員会開催 2回

3. 経営委員会関係(随時 4 回)【相談役 鈴木實 委員長 小林 勝 副委員長 池嶋公二】

(1)基本方針

本委員会は、石油製品の安定供給に資するため、石油の流通に係る様々な課題や問題に適宜対応するとともに、原油、卸価格など SS の適正販売に必要な情報の収集、及び官公庁契約に必要な配送等周辺環境の整備について取り組む。

また、「持続可能な SS 経営を追求し、適正なマージンの確保と公正な取引環境の整備に資する活動(コンプライアンス順守)を積極的に推進する。特に、三者店に視点を置いた対応を常として、傘下組合員の健全経営に向けて、市場の安定に向けた諸課題に迅速に対応して市場の環境整備に努める。

(2)経営委員会の開催 4回

(3)主な項目

- 1)公正・透明な石油流通に向けた情報提供
- 2)「改定不当販売ガイドライン」に基づいた公取への申告奨励並びに「不当表示ガイドライン」・「不当表示ガイドライン」の周知、徹底。
- 3)発見店値付けカード決済手数料の継続的な要望活動
- 4)官公需受注推進及び石油需要維持対策
- 5)持続的な SS 経営のための適正利益のあり方
- 6)原油・石油製品価格調査及び為替等石油関係情報の収集

4. 政策委員会関係(3回-経営委員会と同時開催)【委員長 池嶋公二】

(1)基本方針

本委員会は、石油製品販売業の健全な発展を図るために必要な法制、税制、その他石油販売業の環境整備に関すること及び大規模災害の発生等に備えたSS災害対応能力の強化や緊急時連絡体制の整備等の防災・災害対策の推進に関すること並びに国や地方自治体等との災害協定の締結の推進、平時における官公需事業の推進に関することを主な課題として委員会を開催する。

(2)開催回数 (2回:経営委員会と同時開催)

(3)主な項目

- 1)将来のバイオ燃料・合成燃料(e-fuel)の内燃機関への利用を見据えた、いわゆる電動車 100% 問題等を踏まえた今後のSS経営の方向性に関する検討・提言

(商)

- 2)カーボンリサイクル燃料としてのバイオ燃料・合成燃料(e-fuel)の早期実用化に向けた環境整備に係る検討と情報収集及び石油販売業界への支援要望
 - 3)2028年度を目途としたE10先行導入に向けた環境整備の推進と石油販売業界への支援要望に係る情報収集・調査等の実施
 - 4)令和9(2027)年度以降の軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」について、物価上昇や人件費の高騰等を踏まえた交付率の引き上げに向けた情報収集並びに対応策の検討
 - 5)カーボンプライシング(化石燃料賦課金・炭素税・排出権取引制度等)に関する情報収集及び石油販売業界の取組み支援
 - 6)ガソリン税に係るタックス・オン・タックスの廃止、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の課税免税措置の創設を含めた自動車関連税制の見直しに関する情報収集及び石油関係諸税の適正化に向けた対応関係諸税の適正化に向けた対応
 - 7)自動車用燃料の課税公平性の実現に向けた検討・提言(電気自動車等のモビリティの動向に関する情報収集・調査等の実施)
 - 8)ユニバーサルサービスを継続するためのネットワーク維持策の検討(公正・透明な競争環境整備の検討を含む)(※共管)
 - 9)災害等緊急時におけるSSの災害対応能力強化
 - 10)SS安全対策等の推進(定期点検の励行・コンタミ防止対策・荷卸し立会いの着実な実施に向けた諸施策の推進)
- (4)災害対応事業について(資エネ庁)
- ① 災害時対応実地訓練(年1回)
 - ② 災害時情報収集報告訓練(年2回)
 - ③ 発電機稼働自主点検及び訓練(年2回)
 - ④ 災害時燃料供給訓練(1回)
 - ⑤ 災害時の連携体制整備、石油組合BCPの整備
 - ⑥ 緊急配送用ローリー等の「緊急通行車両」の「事前届出」の推進
- (5)SS過疎地問題と災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業
- 能登半島地震の教訓からSSの燃料在庫の重要性がうたわれた。これは、既に平成25年補正で中核SSに施されているものであるが、昨年度から住民拠点SSに拡大してきたもので、それをさらに過疎地等SSに拡大している。
- 今後もSS過疎地や豪雪地帯等への石油製品の安定供給体制構築に自治体など関係機関と協力し実施する。(2026年末、福島県SS過疎地は、18町村)

5. 広報委員会関係【委員長 根本一男】

(1)基本方針

「機関紙ぜんせき」及び「ふくせきニュース」の発行・配布及びセミナー・講習会等を開催し、SS経営の高度化、効率化等資する情報を提供する。また、国・自治体が行う交通安全運動関係事業に積極的に参画、及び満タンプラス灯油一缶運動などの災害時の対応についての事業を通じて行政や地域社会と密接な関係を構築する。特に、SNSを活用した広報を他機関とのコラボレーションを図りつつ充実を図り、若年層にも届く広報の在り方を研究する。同時に石油製品全般(ガソリン、軽油、灯油)等の「必要性、優位性、経済性」あるいは、原油情勢・国内、県内の石油情勢等業界特有の情報についても広く、消費者や自治体等に対して広報活動を展開する。

(商)

(2)情報の提供、教育指導

- 1)機関紙「ぜんせき」の配布及び電子版の普及
- 2)ふくせきニュースの発行・配布
- 3)各種統計資料の収集、整備

(3)広 報

1)「ガソリン券」普及推進事業について

「ガソリン券」の贈答品としての、市場認知度を高めるため、石油業界関連のある各種団体や業界、並びに福祉灯油や燃料コスト緩和政策など自治体に利用いただくための PR 活動を行う。

2)各団体との連携について

福島県交通対策協議会、交通安全協会、全石連、国(エネ庁、国交省、消防庁)、自治体、関係団体の広報活動への協力

(4)全石連の「満タン」&「プラス1缶」運動の実施

全石連の実施する 2025 の本運動には、全組合員参加で実施することとしたい。

実施時期は、2025 年 9 月一ヶ月間

《後援》内閣府・資源エネルギー庁・国土交通省

《参加団体》全石連(全国の 24,000SS)、石油連盟・トラック協会、日本ガソリン計量器工業

(5)「元気ガソリン満タンキャンペーン」(福島県事業)

昨年当県が実施した、本キャンペーンにかかる YouTube 告知広報動画は 20 万回再生に達した。本年度も 100 万回再生を目指して YouTube 動画による PR 活動を実施し、本キャンペーンの認知度の向上を目指す。当選賞品の選定については、従来通り、広く消費者に認知いただくことも兼ね、ガソリングift券中心に組み立てを行う。

1) 新しい「満タンキャンペーン」構築へ向けた取り組み

昨年、採用した「美島ハンナ(ガソスタむすめ)」についても他機関(国際アートデザイン大学校:郡山市)の協力を得て、内容の充実を図り、若年層への遡及効果を上げるための取り組みを行う。

具体的には、令和 8 年度満タンキャンペーンは、郡山市にある国際アート&デザイン大学校のグラフィックデザイン科に提携を依頼し、学生たち 4 グループによるコンペティションによって実施する内容を決定。

①マンネリ化を打破する新たなキャンペーンへの進化 キャンペーンの趣旨自体が必要なものであっても、毎年実施していると単なる慣例行事のようになってしまう。根幹的な意義は残しつつ、新たな満タン キャンペーンを展開することで、今後も持続可能な 運動として進化させる。

②若年層へのポジティブなメッセージ発信 震災は忘れてはいけないものであるが、それを経験していない若い世代に言葉だけで伝えても受け入れ辛い。東日本大震災の教訓を“重くしすぎず”伝えること。満 タン給油を義務から「自発的にポジティブ」に出来るよ うなメッセージを未来を担う若者に考えてほしい。

③石油エネルギー・SS の果たす役割の理解促進 学生たちに石油エネルギー・SS が果たしている役割を知ってもらい、これからも社会にとって必要なものだと考えるきっかけになれば

(商)

(6)福島県総合防災訓練への参加 PR

本年度も福島県の要請を受けて「防災の日」に県総合防災訓練等に参加し、中核 SS、住民拠点 SS などの石油業界が取り組んできた防災対策について PR する。

・主体:福島県

・開催日:防災の日前後週の土曜日

- ① 最新の防災用石油燃焼機器などの展示ブースを開設及び「満タン運動」PR。
- ② 小口配送拠点ローリーによる重要施設に対する灯油の緊急出動及び供給訓練を自衛隊と連携して実施。

(7)「交通事故撲滅」に向けた取り組み

「ガソリンスタンド、隣にあって良かったね」の理念の下で、「全国秋の交通安全運動」、「セイフティーチャレンジ事業」など福島県交通対策協議会並びに福島県交通安全協会と連携して交通事故撲滅に努める。

6. 経営革新・次世代委員会関係【委員長 白石潔】

(1)基本方針

脱炭素の世界的潮流は進展し、社会経済構造を変化させ、石油の国内需要は次第に減少することは避けられない。しかし、石油は引き続き、運輸・民生・業務部門を中心に国民経済を支え、地震や台風等の自然災害では、エネルギー供給の最後の砦となるなど、平時・緊急時を問わず重要なエネルギー源であることに変わりはない。それらの点を鑑み、次世代の石油産業を支える若手経営者は、このような時代の潮流をいち早く察知し、来るべき変化に対応していかなければならない。

経営革新・次世代委員会(=青年部)としては、下記 6 項目の研究課題を中心に活動する。また、新たに、これまで親組合の役員をベースとして実施してきた海外研修旅行を青年部主催で実施する。

(2)会議等活動内容

- | | |
|------------------------|----|
| 1)総会の開催 | 1回 |
| 2)青年部定例会・役員会の開催 | 随時 |
| 3)懇談会 | 1回 |
| 4)経営革新・次世代委員会(青年部会)の開催 | 2回 |
| 5)研修旅行の実施(海外・国内) | |

(3)主な研究課題

- 1)事業環境変化を踏まえた新たな事業等(事業多角化・協業・共同化等)検討支援の推進
- 2)今後の経営環境変化を踏まえた SS 生産性向上や事業多角化等に寄与する消防法規制緩和領域の抽出・情報収集と規制緩和策の実現
- 3)『SS100 選』掲載事例の現状及び『事業再構築補助金採択事例』や『SS が目指す5つの方向性』を軸とする SS ビジネスモデルに関する情報収集と提供
- 4)賃上げと人手不足等を踏まえた生産性向上策の推進
- 5)国内外のカーボンニュートラルに向けた情勢、自動車関連業界の動向、エネルギー関連新技術

(商)

- (次世代燃料、水素、二次電池等) 情報等の調査収集・組合員内外への提供
- 6)車及び地域社会の変化を踏まえた国内外のSS 関連ビジネス情報・技術情報の収集と提供
- (4)「SS未来フォーラム」(全石連青年部連絡協議会)との連携
- 1)「SS未来フォーラム」へ参加し、全国の若手石油販売業者との意見交換・交流を深めると同時にその結果を本県青年部(委員会)にフィードバックする。
- ・総会 1回 ・役員会 6月/12月 東京(全石連)3回 ・定例会 3月 東京 2回
- (5)東北支部青年部連合会との連携
- ・総会 6月 福島県 ・役員会 仙台市(年1回)
- (6)交流会の実施(他県交流会)
- 活発な活動を行っている他県青年部との交流会を実施する。
- (7)青年部会員増活動
- 規約年齢に達した会員の勇退により、減少した会員数について、本年度の青年部会の事業計画に基づき、会員の増を図るべく若手経営者を勧誘する。

(商)

議案第4号

福島県石油商業組合

令和8年度収支予算(案)について

(令和8年4月1日~令和9年3月31日)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算	令和7年度予算	増減	摘要
(収入の部)				
I 繰越金	14,097	22,195	▲ 8,098	
II 賦課金収入	40,250	41,150	▲ 900	
1 賦課金収入	29,700	30,500	▲ 800	24支部方部組合員
2 特別賦課金収入	10,550	10,650	▲ 100	軽油税交付金の15%(内50%)
III 事業外収入	3,410	4,400	▲ 990	
1 受取利息	60	0	60	
2 高度化調査・実現化事業補助	0	0	0	全石連
3 全石補助金	500	500	0	全石旅費弁償金
4 家賃等収入	0	0	0	
5 人件費負担受入	1,250	1,250	0	福島支部等
6 雑収入	40	1,100	▲ 1,060	家賃等
7 軽油特別協力金	560	550	10	全石連
8 業務委託収入	1,000	1,000	0	協組・県(中核小口在庫管理)等
9 固定資産売却益	0		0	
収入合計	57,757	67,745	▲ 9,988	
(支出の部)				
I 事業費	16,950	17,400	▲ 450	
1 高度化調査・実現化事業	0	0	0	全石連
2 関係団体負担金	5,200	5,250	▲ 50	全石連、東北支部、中央会等
3 会議費	4,000	4,300	▲ 300	総代会、理事会、定例会議等
4 教育情報事業費	7,000	7,100	▲ 100	組合員情報提供、講習会等
5 活動費	550	550	0	支部、ブロック指導費
6 組合員慶弔費	100	100	0	
7 不正軽油対策費	100	100	0	
II 一般管理費	38,140	37,120	1,020	
III 事業外支出	2,180	2,120	60	
1 支払利息	180	120	60	
2 人件費負担金	2,000	2,000	0	
IV 予備費	487	11,105	▲ 10,618	
支出合計	57,757	67,745	▲ 9,988	

(商)

(一般管理費明細)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算	令和7年度予算	増減	摘要
1 役員報酬	0	0	0	
2 職員給料	20,000	19,200	800	
3 賞与	4,800	4,610	190	
4 雑給	0	0	0	
5 福利厚生費	3,800	3,950	▲ 150	
6 共済等掛金	1,400	1,300	350	
7 顧問料	250	250	0	
8 教育研究費	100	130	▲ 30	
9 新聞図書費	160	160	0	
10 旅費交通費	1,000	1,000	0	
11 通信費	750	700	50	
12 器具備品費	50	50	0	
13 消耗品費	20	20	0	
14 事務用品費	60	60	0	
15 印刷費	900	800	100	
16 交際費	80	80	0	
17 支払保険料	120	100	20	
18 支払手数料	100	100	0	
19 水道光熱費	1,000	700	300	
20 コンピュータ関係費	300	400	▲ 100	
21 修繕費	100	100	0	
22 車両費	60	30	30	
23 租税公課	1,500	1,500	0	
24 運賃・送料	30	30	0	
25 地代家賃	1,060	1,060	0	
26 減価償却費	0	0	0	
27 雑費	500	790	▲ 290	
一般管理費 合計	38,140	37,120	1,020	

(商)

議案第5号-(商)

令和8年度組合費の賦課基準徴収方法、及び時期(案)について

福島県石油商業組合

1 賦課基準

(1)一般賦課金

1)事業所割

組合員事業所(組合加入が、支店又は営業所単位で加入している場合は、その加入支店又は営業所)単位に次により賦課する。

事業所 固定式 20,000円/年

可搬式 15,000円/年

但し、給油所をもたないで灯油・重油を扱っている事業所{石油業法第13条の規定により届出(灯油60kl/年、重油120kl/年以上)した事業所}は次のとおり賦課する。

1事業所 20,000円/年

2) 給油所割

給油所の敷地面積を次のとおり区分し賦課する。

区分	敷地面積	賦課金 (／年)
A	以上～ 165以下	1,700円
B	166～ 330	2,200円
C	331～ 660	3,700円
D	661～ 990	6,200円
E	991～1,320	8,700円
F	1,321～1,650	11,200円
G	1,651～	16,200円

3) 計量器割

揮発油、軽油及び灯油の計量器を賦課の対象とし、賦課の単位を計量器排出口(ノズル)として次のとおり区分する。

区分	単位	賦課金
揮発油及び軽油	吐出口1基当り	1,100円/年
灯油	//	500

【注】①1計量器に吐出口(ノズル)2基以上ある場合は、2基以上と算定する。

②ノンスペース計量器は、吐出口(ノズル)により算定する。

③オイル計量器は、対象外とする。

4)販売数量割

① 揮発油、軽油及び灯油の販売量(月間)を次のとおり区分し賦課する。

② 賦課の単位は、年間販売量の1/12を月間販売量とする。

③ 販売数量は、原則として組合員の申告により算定する。

④ 灯油配送センターからの販売は、灯油の小売部分の販売量を賦課する。

(商)

区分	揮発油		軽油		灯油	
	販売量(月間)	賦課金	販売量(月間)	賦課金	販売量(月間)	賦課金
	kl	円	kl	円	kl	円
A	未満～ 30	3,200	未満～ 30	1,000	未満～ 30	500
B	～ 50	5,200	～ 50	2,000	～ 50	1,000
C	～ 70	7,200	～ 70	3,000	～ 70	1,500
D	～100	11,200	～100	5,000	～100	2,500
E	～150	15,200	～300	7,000	～150	3,500
F	～200	19,200	～600	9,000	～300	4,500
G	～300	25,200	～1,000	12,000	～500	6,000
H	301以上	31,200	1,001以上	15,000	501以上	7,500

5) 教育情報割

事業所割賦課事業所単位に次により賦課する。

17,900円/年(消費税10%含む)

(2)特別賦課金

- 1) 軽油引取税特別徴収義務者(以下「徴収義務者」という)である組合員に軽油引取税特別徴収交付金(以下「軽油税交付金」という)の15%(賦課の上限を商組15,000千円とする)を賦課する。

2 徴収方法

(1)徴収方法

- 1) 賦課金の賦課対象及び単位は、次のとおりとする。

区分	賦課対象	賦課単位
一般賦課金		
事業所割	事業所	事業所/年
給油所割	給油所	給油所/年
計量器割	給油所計量器	ノズル/年
販売数量割	給油所	給油所/年間販売量
教育情報割	事業所	事業所/年
特別賦課金	徴収義務者	軽油税交付金の15%/年

- 2) 一般賦課金は、支部単位に徴収
- 3) 特別賦課金は、徴収義務者である組合員から直接徴収する。

(2)徴収時期

- 1) 一般賦課金

一般賦課金は、賦課金年額を上期、下期に分割し、それぞれ1/2の額を次の期日を期限として徴収する。

上期 6月30日

下期 10月31日

- 2) 特別賦課金

特別賦課金は、軽油税交付金を受領した日から1ヶ月以内を徴収上限として徴収する。

(商)

3 消費税

(1) 一般賦課金

組合費は、課税対象外として取り扱いますから、課税仕入になりません。

(2) 特別賦課金

特別賦課金は、課税対象として取り扱いますから、課税仕入になります。

4 その他

- (1) 組合は、特別賦課金の納付の円滑を図るため、徴収義務者である組合員の同意を得て、軽油引取税特別徴収交付金受領の委任を受けるものとする。

(商)

議案第6号

常勤役員の報酬(案)について

福島県石油商業組合
福島県石油業協同組合

常勤役員の報酬を 1,000千円以内とする。

議案第7号

令和8年度借入金残高の最高限度額(案)について

福島県石油商業組合
福島県石油業協同組合

令和8年度借入金残高限度を次のとおりとする。

区 分	資金使途	最高限度
商業組合	運転資金	50,000千円
	設備資金	0千円
協同組合	運転資金	20,000千円
	設備資金	5,000千円
合 計		75,000千円

(商)

議案第8号-1

令和9年度 賦課金改定(案)について

1.組合財政について

賦課金は、平成3年に改定して以来36年経過した。その間、組合員数(表①)商業 423 事業所、協同 349 事業所、SS 数は 567SS 減少した。一般賦課金収入(表②)も平成3年と令和7年度を比較すると▲15,489 千円(▲34.2%)減少。また特別賦課金も▲18,963 千円(▲46%)減少、賦課金総額は、▲53.9%減少した。

この間、特石法の廃止による内外価格差の是正、消防法の改正等石油業界の一連の自由化政策により、セルフ SS の急増、それに伴う40年経過地下タンクなどの消防法規制の強化、元売販社 SS の市場進出、異業種大型 PB セルフ SS の登場、元売会社の相次ぐ合併、再編など石油産業は、一気に自由化が進展し、市場は、過度な競争環境となり、SS 数を急激に減少させた。近年では、東日本大震災、熊本地震、能登地震等自然災害が多発、地球温暖化対策による脱 CO2 の世界的潮流、EV 車の台頭、COVID など感染症の世界的蔓延、直近では、ロシア・ウクライナ戦争、米・イスラエル・イラン中東紛争等世界的な紛争も勃発し、原油価格の高騰を招くなど、業界を取り巻く経営環境は、益々複雑さを増した。

こうした背景のもと組合員 SS 数は、後継者問題、人手不足、需要減、コンプライアンス問題、市場問題など様々な要因により、廃業が後を絶たず、組合員数が減少した。さらに、2011 年の大震災は、は被災地域の組合員の多くが廃業に繋がってしまった。

当然、組合員の減少は、そのまま、賦課金収入や特別賦課金収入、官公需、事業手数料等の事業収益の減少へと繋がり組合財政を圧迫してきた。こうした中、経費節減はもとより、郡山石油会館の売却など財政健全化の努力をしながら運営してきたが、ここ数年でそれらも限界に達した。

このため、組合では、昨年、理事会、総代会の了承を得て、「財政問題検討委員会」を設置し、下記「2.経過」の通り、各年度、様々な組合財政健全化のため取り組みを行ってきた。

表① R7 度・H3 度 組合員・SS 数比較

		令和7年度末	平成3年度末	増減	減少率%
		組合員数	組合員数	給油所数	
事業所	商業	401	824	▲ 423	▲ 51.3
	協同	349	758	▲ 409	▲ 53.9
給油所		540	1107	▲ 567	▲ 51.2

表②R7度・H3 度賦課金収入比較(商協)

(千円)

	令和7年収入	平成3年度収入	増減	減少率%
一般賦課金	29,776	45,265	▲ 15,489	▲34.2
特別賦課金	22,218	41,181	▲ 18,963	▲46.0
計	39,810	86,446	▲46,636	▲53.9

(商)

2.財政問題検討委員会の経過

◇委員会では、持続可能な組合活動を目指し、賦課金改定以前に先ずは、組合内部の旅費規定など各諸規定の見直し、あらゆる部門の事業コストの見直しなど経費削減に取り組むこととし、「どうしても組合運営費上、不足が生じる場合に限り、賦課金の値上げ改定を行う」と結論を得た。

(以上、令和7年11月27日開催理事会にて承認。)

◇経費削減の際の注意点(委員会指摘事項):①役員間・組合員間の関係が希薄にならないよう配慮すること。②現在の組合活動や事務レベルを落とすことの無いよう配慮する。

◇経過

(1)令和3年度(2020年):○総代会の承認を経て「郡山石油会館」を売却。賦課金改定先送り。

(2)令和5年度:○総代会の承認を経て、商業組合所有の福島石油会館を協同組合に譲渡。一時的赤字の解消。

(3)令和6年度:○総代会、理事会等各種会議の開催方法の見直し、旅費規程等各種規約・規定の検証、見直し。

(4)令和7年度:

① 上部団体等外部諸会議の旅費等出席方法の見直し、その他、事業別経費削減の立案、実施。

② 機関紙「ぜんせき」の全員購読の組合負担の廃止決定。組合員負担への移行。ぜんせきWEB版への移行推進案の承認。

③ 総代会に向けての賦課金の改定(案)骨格の理事会(令和8年4月22日)提示

【結論】

これまでの規約見直しや既存各事業の経費削減だけでは、継続的な組合運営は困難であることから賦課金の改定は避けられない。令和8年度の総代会においてその方針と改定の骨格を示し、令和9年度より、一般賦課金の増額改定実施(案)が承認された。

3.令和8年度 財政問題検討委員会の実施計画・見通し

石油販売業界に潜在する各諸課題に対応していくためには、今後益々、組合組織を活用した取り組みが求められる。具体的には、独禁法、消防法など業界を取り巻く関係法令、税制、政府のSS支援策(補助金)の要望・獲得、市場正常化問題への対応、官公需要の獲得、災害対応、過疎問題・SSネットワークの維持の対応など諸課題解決に向けて組織力の維持・強化・安定化が不可欠である。よって、組合財政の健全化を図り、組織を維持し、本県、組合員各位の負託に応えていく必要がある。

つきましては、令和8年度の「賦課金検討委員会」において下記(1)・(2)をもとに「賦課基準等」十分な検討を行い、改正案をまとめ、令和9年度より、年間賦課金総額が約一千万円増(表③参照)となるよう諸般の手続きを経て改定することとしたい。(※詳細は、別紙による。)

(1)一般賦課金改定時期:令和9年度より改定

(2)一般賦課金改定額概算(案)

▶年間収入(増額)総額枠 上限約10,000千円

(商)

▶ISS 平均改定額 約 20,000 円/SS

▶よって、ISS あたり 改定前(7 年度現在) ISS 平均 55,000 円/SS→改定後(令和9年度) ISS 約 75,000 円/SSとなる。

(※3カ年を基本として、組合財政を検証する)

<表③ 財政シュミレーション>

(単位:千円)

	現行予算	予算見込み			備 考
	8 年度見込	9 年度見込	10 年度見込	11 年度見込	
繰越金	14,097	487	3,057	4,727	
賦課金等収入	29,700	29,400	29,100	28,800	対前年 1%自然減
賦課金増額分		10,000	9,900	9,800	対前年 1%自然減
特別賦課金収入	10,550	10,000	9,500	9,000	R8 以降暫定廃止
その他収益	3,410	3,410	3,410	3,410	
収入合計	57,757	53,297	54,967	55,737	
支出合計	57,270	50,240	50,240	50,240	※ぜんせき新聞費除く
最終損益	487	3,057	4,727	5,497	

議案第 8 号-2

「機関紙ぜんせき」購読料の組合負担廃止に伴う、購読料の組合員各自(社)負担(案)について並びに「ぜんせき WEB 版」への集中移行(案)について

1. 経過

現在「機関紙ぜんせき」は、組合負担で組合員各位に郵送にて無償提供し、全石連活動及び石油業界の諸情報を提供している。

先般、全石連広報部より、「令和9年度」より15%の値上げ予告の通知があった。この値上げ問題について、財政検討委員会(令和8年3月10日開催)において、財政健全化及び、「機関紙ぜんせき」の今後の在り方等の両視点から協議したところ、次の方針が示された。またこの方針を受けて3月24日の正副総務合同委員会及び4月22日の理事会を開催。了承された。

2. 財政検討委員会指摘事項(令和8年3月10日開催)

第一、機関紙「ぜんせき」は、都道府県組合活動状況、全石連活動などを傘下組合員へお知らせする重要なツールではあるものの、組合財政から年間購読料 650 万円/年(対象:全組合員)を全額負担していることは、現在の組合財政状況下では、大きな負担である。

第二、本県組合は、財政健全化に向けて、賦課金の増額改定を行おうとしている渦中にあり、購読料

(商)

全額負担を継続していくことも、さらに購読料15%増を本県一般賦課金に上乗せ(令和9年度)することも、組合員の理解は得難い。

今後は、「ぜんせき購読料」については、組合財政負担の軽減を図る観点から「組合全額負担による全員購読を廃止」とし、「購読者(組合員)本人負担」をお願いすべきである。

第三、組合としては、組織活動や石油業界の動向、改正法、補助金など組合員が各種情報を知ることが SS 経営にとって重要であるとの認識に変わりない。第二のとおり、購読者(組合員)負担への移行に際し、①従来通り、紙媒体である「機関紙ぜんせき」の購読継続、あるいは②PC や携帯でも気軽に見ることが出来る、全石連広報の「ぜんせき WEB」のいずれかを選択するようお願いしていくべきである。特に組合としては、時代の要請に合わせ、SS の DX 化や豊富な情報量から押しなべて「ぜんせき WEB」への加入推進を図っていくべき。

3. 結論

- (1)「機関紙ぜんせき」の購読を継続する場合その費用(1,485 円/月)は、購読者(組合員)負担とする。(員外購読料 2,200 円/月)
- (2)「ぜんせき WEB」へ移行される場合は、初回の 2,860 円/月を組合が負担する(翌月からは、各自負担とする。)。なお、契約主体は、組合員とする。(員外購読料 4,400 円/月)
- (3)「機関紙ぜんせき」あるいは、「ぜんせき WEB」のいずれかを選択するようお願いする。

4.実施日及び手続期間

- (1)令和9年4月1日より

※組合員への事前通知(約2か月前)・手続期間令和9年1月~2月

(商)

議案第 9 号

役員の改選について

任期満了に伴う改選